

令和2年 決算審査特別委員会(個別質疑)

1 開催期日 令和2年10月16日(金) 午前10時00分から午後3時04分

2 開催場所 庁舎5階本会議場

3 出席委員 中川昌憲決算審査特別委員会委員長、藤田豊決算審査特別委員会副委員長、大迫彰委員、木村真千子委員、滝久美子委員、坂本覚委員、桜井芳信委員、青木崇委員、島崎圭介委員、山本博己委員、永井桃委員、人見哲哉委員、稲田保子委員、小田島雅博委員、鶴谷聡美委員、佐々木百合香委員、川崎彰治委員、橋本博委員

4 欠席委員 沢岡信広委員、久保田智委員

5 委員外議員 なし

6 市側出席者

【企画財政部】

企画財政部長	川村裕樹	企画課長	橋本征紀
総合計画課長	佐藤直人	政策広報課長	及川浩司
財政課長	佐藤亮	都市計画課長	嘉屋康夫
ボールパーク推進課長	柴清文	ボールパーク施設課長	中垣和彦
財政・予算担当主査	亀山貴宏		

【総務部】

総務部長	中屋直	防災危機管理担当部長	米川鉄也
総務課長	杉山正一	職員課長	奥山衛
行政管理課長	若澤路子	秘書課長	福田誠
税務課長	近藤将雄	危機管理課長	荒川亨
災害復興支援課長	伊達千秋	人事・組織・人材育成担当主査	川又洋火
給与・共済担当主査	佐藤秀彦	納税担当主査	大友唱司

【市民環境部】

市民環境部長	高橋直樹	市民参加・住宅施策課長	安田将人
--------	------	-------------	------

【保健福祉部】

保健福祉部長	三上勤也	福祉課長	鈴木靖彦
--------	------	------	------

【子育て支援部】

子育て支援部長	広田律	子育て支援部次長	尾崎英輝
---------	-----	----------	------

【建設部】

建設部長	平川一省	庶務課長	中居直人
土木事務所長	人見桂史		

【経済部】

経済部長	砂金和英	農政課長	遠藤智
農地保全・畜産・林務担当主査	中尾謙介		

【会計室】

会計室長	櫻井洋史	契約課長	庄司直義
会計課長	宮下照太郎	契約担当主査	伊達由美子

【監査員事務局】

監査員事務局長	川合隆典	監査員事務局次長	安田寿文
---------	------	----------	------

【教育部】

教育部長	千葉直樹	教育総務課長	下野直章
社会教育課長	吉田智樹	学校給食センター長	岡謙一

【消防本部】

消防長	佐々木伸	次長	小室秀治
総務課長	石黒哲明	予防課長	大山義幸
警防課長	和知真人		

【消防署】

署長	本田高広	消防2課長	郷路忠明
救急課長	穴戸靖		

7 事務局

議会事務局長	藤木幹久	議会事務局次長	大野聡美
議会担当主査	加藤文博	書記	金田周
書記	坂井明日加		

8 傍聴者 1人

議事の経過

中川委員長

ただいまから、決算審査特別委員会を開会いたします。

本日の日程は、配付済みの審査方法等協議資料のとおりであります。

各委員にご協力をいただき、日程どおり審査を進めたいと思いますので、よろしくお願いたします。

審査に入る前に、質疑の方法について、確認いたします。

質疑は、提出いただいた通告に則り、行っていただきます。回数は、3回までといたします。

質疑の順番につきましては、挙手していただき、委員長が指名した順となります。通告をしたすべての委員の質疑終了後に、各委員は1項目についてのみ、質疑を行うことができます。ただし、回数は1回といたします。

なお、総括質疑を行う場合は留保する必要がありますので、その旨を宣言されますようお願いいたします。

また、質疑は簡潔にお願いたします。

答弁者におかれましても、簡潔に答弁されますようお願いいたします。

なお、傍聴の取扱いについては、申合せにより許可いたします。

それでは、**議案第16号 令和元年度北広島市各会計歳入歳出決算認定について**を議題といたします。

質疑される委員は、決算書のページなど、どの部分の質疑になるかを明確にしてから質疑をお願いいたします。

初めに、一般会計のうち歳入の質疑を行います。

小田島委員。

小田島委員

簡潔に3点、質問させていただきます。

まず、主要な施策の成果に関する報告書1ページですが、予算に対する決算額、収入率の関係です。環境性能割交付金の収入率が16.8%にとどまっている理由をお聞かせいただきたい。

それから、給付金も水ものですから何とも言えませんが、当初の予定よりも50%の収納率になった要因を分析されているのか、お伺いしたいと思います。

それから、市債も当初より収入の分が70%、大体3割落ちています。市債の関係も内容についてお伺いしたいと思います。

二つ目ですが、市税の決算状況、4ページです。滞納繰越処分のところですが、滞納額の収納では、既にたくさん努力をされて、額的には去年より上がっているかもしれませんが、公的な部分は滞納整理の一元化をしてきちんと行いましょうという方針に基づいて実施されたと思いますが、一元化に伴う検証、成果、課題などをどのように分析されているのかお伺いします。

最後の項目になりますが、防衛関係の補助金、その他事業で自衛官募集事務委託金となっています。額は少ないですが、この事業の詳細と成果については、どのようにになっているのか、お伺いいたします。

中川委員長

佐藤財政課長。

佐藤財政課長

私から、歳入の収入率についてお答えします。

まず、環境性能割交付金につきましては、令和元年10月に自動車取得税及び、これを財源として市町村に交付される自動車取得税交付金が廃止となり、新たに燃費性能区分に応じて、取得価格の3%までの税率により、北海道が徴収する自動車税環境性能割が導入され、その一部が環境性能割交付金として市町村に交付されているものであります。予算編成時に示された、総務省の平成31年度（令和元年度）の地方財政対策におきましては、環境性能割交付金の交付額の算定方法の詳細が示されていなかったことから、地方財政対策に基づきまして、令和元年10月までの自動車取得税交付金の予算額を2,400万円と算定した上で、全体的には制度改革による車体関係の交付金への影響はないものと仮定しまして、平成30年度の自動車取得税交付金の予算額6,400万円から、令和元年度の自動車取得税交付金の算定額2,400万円を差し引いた4,000万円を環境性能割交付金の予算額としたも

のであります。

しかし、消費税率改定に伴う環境性能割の臨時的軽減が新たに導入されたことと、消費税率改定後の国内の自動車取得の減少などがあり、こういったことで減収となるほか、新制度ということで当初の推計が困難であったこともあり、収入率が16.8%となったものと考えております。

寄附金につきましては、ふるさと納税に係る寄附金について、約2億円と見ていたところ、1億2,000万円となったことや、ボールパーク構想に対する一般寄附金などが伸び悩んだことなどにより、収入率が47.8%となったものです。

市債につきましては、大曲並木地区の公共施設等地震災害復旧事業や大曲中学校校舎大規模改修事業などにおいて、国の補助金などの関係から、事業費が令和2年度に繰り越されたことに伴い、繰り越された事業費見合いの市債についても借入を行わず繰越したことや、市道整備事業において、入札や事業内容の変更などによる事業費の減に伴い、市債借入額についても減少したことなどにより、収入率が71.9%となったものでございます。

中川委員長

近藤税務課長。

近藤税務課長

私から、市税の滞納繰越分の収入状況と一元化について、お答えさせていただきます。

市税の滞納につきましては、市では安定した税収入の確保に向け、滞納繰越分の圧縮などを目的に毎年、納税担当業務方針を立て滞納整理業務に取り組んでいるところであります。年々、滞納繰越分は減少傾向となっており、市税の滞納繰越額の調定を見ましても、平成29年度が2億4,700万円、30年度が1億8,100万円、令和元年度につきましては1億5,000万円と減少しているところでございます。

次に、滞納整理の一元化についてでございますが、平成29年度から市税と合わせまして、介護保険料、後期高齢者医療保険料、また、保育料の3料の滞納繰越分を税務課に移管しまして、市税と合わせて徴収事務を行っているところでございます。この結果、収納率の向上や滞納繰越分の圧縮が図られているほか、複数の税や料に滞納がある方には、相談窓口の一本化や複数の種類の滞納を合わせた形での支払計画を立てることができるなど、一定の効果が出ているものと考えております。

中川委員長

荒川危機管理課長。

荒川危機管理課長

私からは、自衛官募集事務の委託金についてお答え申し上げます。自衛官募集事務につきましては、令和元年度は、クリアファイル1,000枚を作成して各種イベントや採用説明会で配布したほか、市の広報紙に4回の募集記事を掲載したところでございます。

また、その成果についてでございますが、令和2年4月には15人の北広島市居住者が自衛隊への入隊・入校を果たしたところであります。

中川委員長

小田島委員。

小田島委員

難しい部分もありましたが、大体のめたのかと思います。収入は、市の行政の根幹をなす財源ですので、ぜひ、

効率的、効果的に収入の財源確保に日々努力していただきたいと思います。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

山本委員。

山本委員

まず、決算書4、5ページ、市税の歳入で市民税についてですが、昨年との関係を見ますと、市民税のうち普通徴収分、いわゆる直接払う部分については減少しているのですが、源泉徴収等で行っている特別徴収分が増加しています。これについて、どう分析しているのかを伺います。

次に、固定資産税についてですが、企業誘致関連分などで昨年は増加したと聞いています。この企業誘致関連増加分を除いた固定資産税の収入はどうなっているのかお聞きします。

次に、固有資産等交付金ということで国から納付がありますが、北海道ほか3件の具体的な内容について教えてくださいたいと思います。

次に、普通交付税の増額についてですが、根拠となった基準財政需要額が増加しているのだと思いますけれども、増加要因についてお示しいただきたいと思います。

次に、特別交付税は逆に減額していますが、この理由について教えてくださいたいと思います。

次に、歳入の地方消費税交付金についてですが、決算書11ページになっております。主要施策の成果に関する報告書8ページに具体的な数字が載っております。地方消費税交付金のうち、社会保障財源分が特に示されています。これが、対前年から減少している理由をお示しいただきたいと思います。

次に、歳入のうち寄附金について、決算書57ページになります。地方創生応援税制寄附金ですが、寄附金の中身を見てみますと、昨年は企画費だったのですが、今年は教育総務費に移行しています。この理由について、お示しいただきたいと思います。これに関係して、ふるさと納税の寄附金の件で納税している分と市民が他市町村にふるさと納税を行うことによって減収した税額はどのくらいあるのか、教えてくださいたいと思います。

次に、決算書71ページから79ページにかけて、諸収入ということで細かい収入が載っています。このうち、71ページの利用料に、小学校の給食費と中学校の給食費の収入が入っております。これは、公会計になってから給食費を市の財政に入れていますが、給食費全体としては、昨年から見ると減少しております。ところが、滞納繰越分に関しては、大幅に増加している傾向が見られます。これをどう分析されているのか、お示しいただきたいと思います。

同じく、71ページの上の段に収入が6,766円と金額としては細かい数字ですが、私用電話料と入っています。この意味を教えてくださいたいと思います。

同じく、71ページの下欄に、備荒資金組合から超過納付金の還付金が入っております。この内容について、お示しいただきたいと思います。

次に、73ページの中段ですが、ファーストマイホーム購入支援助成金の返還金が100万円ありますが、これは、どういった内容なのか教えてくださいたいと思います。

次に、77ページに入ります。広告印刷物掲載料については、広報の収入が減ってきていることと、ホームページの収入については、昨年と全く同じです。この理由についても教えてくださいたいと思います。

同じく、77ページに実習生指導謝金20万6,000円入っています。この中身がよくわからないので教えてくださいたい。

79ページになります。真ん中辺りに65万158円の第三者納付金とあります。これについて内容を教えてくださいたいと思います。

次に、歳入に関連しますが、ボールパークの敷地に係る使用料の減免がされています。令和元年10月に公園施

設設置に係る使用料減免が行われており、同じく令和2年2月に普通財産使用に係る使用料の減免が行われております。これは、ボールパークの敷地に係る非常に広い施設ですので、相当の使用料減免額になると思われまます。まず、公園施設設置に係る使用料の減免額と普通財産使用に係る使用料の減免した額について、それぞれお示しいただきたいと思ひます。

また、この使用料の減免について、議事に報告がされておひりません。私が、ボールパーク特別委員会の中で質問をして、初めて使用料の減免手続がされていると分かったわけです。この使用料減免を行ったことを、なぜ議事に報告しなかったのか、理由を示していただきたいと思ひます。

そもそも、地方自治法96条第一項で適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けることは、議会の議決事項になっています。この議決事項としなかった理由も併せてお示しいただきたいと思ひます。

中川委員長

近藤課長。

近藤税務課長

私から、市税の歳入についてお答えします。

まず、1点目の個人市民税の普通徴収、特別徴収分でございますが、個人市民税につきましては、約81%が特別徴収により納付いただひている状況となっております。給与所得者に係る個人市民税の徴収につきましては、事業所が給与から直接徴収して納税いただく特別徴収を普及させることが収納率の向上につながると考えております。市では、これまで特別徴収未実施事業所に対し、北海道などとも連携して特別徴収実施の働きかけを行っており、特別徴収の事業所も年々増加しております。そういった取組などが一つの要因となり、普通徴収分が減少して特別徴収分の増加につながっているものと考えてございます。

次に、2点目の固定資産税についてでございますが、固定資産税の企業誘致関連分を除いた収入分の状況につきましては、固定資産税の収入済額では、平成30年度に比べ全体で1億8,600万円の増加となっているところでございますが、そのうち約1億4,700万円につきましては、平成30年度をもって、企業立地促進条例による減免が終了した分の増加となっておりますので、差し引きしますと企業立地促進条例以外では、約3,900万円分の増加となっているところでございます。

次に、3点目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金についてでございますが、固定資産税が非課税とされております国や地方公共団体が所有している固定資産税のうち、一般の固定資産と異なる状態で使用されているものにつきまして、固定資産税の代替として交付されるものとなっております。対象団体につきましては、北海道のほか、北海道森林管理局、北海道警察、農林水産省の4か所となっているところでございます。

中川委員長

佐藤課長。

佐藤財政課長

私から、地方交付税の関係と地方消費税交付金の関係、諸収入の備荒資金組合の還付金について、お答えします。

まず、地方交付税の普通交付税ということで、基準財政需要額が平成30年度と比較して2億4,791万8,000円の増額となっておりますが、この要因としては大きく二つあります。まず、需要額の個別算定経費において、障がい福祉などの扶助費の増加により、社会福祉費が約6,700万円、高齢化により高齢者保健福祉費が約3,700万円増額となったことが一つの要因です。もう一つは、需要額の算定に当たり、積み上げた需要額の合計額から、最後に臨時財政対策債に振り替える額を差し引いた額が基準財政需要額となりますが、平成31年度、令和元年度

は、国の税収増による交付税会計の収支改善に伴い、地方全体の臨時財政対策債の発行額が減少し、本市においても、臨時財政対策債発行可能額が約1億4,000万円減少したことが増額の大きな要因となっております。

次に、特別交付税については、平成30年度と比較して、7,930万7,000円の減額となっているところでありますが、平成30年度、前年度には、台風21号及び北海道胆振東部地震に係る災害復旧経費が算定されており、これが令和元年度になくなったことが減額の大きな要因となっているところでございます。

次に、地方消費税交付金の社会保障財源化分についてであります。地方消費税交付金の総額の17分の10が一般財源分、17分の7が、社会保障財源化分と定められておりまして、令和元年度の地方消費税交付金の総額が平成30年度と比較して約6,300万円減少したことにより、社会保障財源化分についても約2,600万円減少したところでございます。

次に、備考資金組合還付金の内容についてでございますが、北海道市町村備荒資金組合は、組合に加入する市町村が災害による減収を補填し、または、災害応急復旧事業費、その他災害に伴う費用に充てるための積立金に関する事務を共同で処理する一部事務組合でありまして、全道の市町村が加入しているところでございます。本市につきましては、平成30年度で義務的積立の普通納付金を約5,000万円、任意的積立の超過納付金を約2,040万円積立しておりましたが、平成31年度において収支の状況なども加味しながら北海道胆振東部地震に係る大曲並木地区などの災害復旧経費に充てるため、普通納付金を1億円、超過納付金を2,040万円支消し、還付を受けたところでございます。

なお、普通納付金につきましては、積立額の2倍まで支消を受けることができることから、積立額5,000万円の2倍の1億円を支消したところでございます。

中川委員長

橋本企画課長。

橋本企画課長

地方創生応援税制について、お答えいたします。

いわゆる企業版ふるさと納税になりますが、地方公共団体が実施する総合戦略に基づく取組のうち、地域再生法に基づき、自治体が作成した地域再生計画、国の認定を受けた計画となりますが、この取組に対して、民間事業者が寄附を行った場合、税制上の優遇措置が受けられる制度となっています。

本市においては、ボールパーク構想の推進や人口減少対策等を目的とした計画が国の認定を受けております。このたび、寄附者から計画に位置づける小中一貫教育の推進に対して寄附の意向を受けましたことから、事業を所管する教育部の歳入に計上したところでございます。

中川委員長

近藤課長。

近藤税務課長

私から、ただいまの答弁の続き、ふるさと納税の寄附に係る税額控除額につきまして、お答えします。

まず、企業版ふるさと納税につきましては、法人市民税の税額控除を受けられる制度となっておりますが、令和元年度では8社で約3万円の税額控除となっております。また、個人市民税のふるさと納税についてでございますが、1,248名、約3,800万円の控除となっているところでございます。

中川委員長

岡学校給食センター長。

岡学校給食センター長

私から、歳入の諸収入、利用料に関して回答させていただきます。

まず、給食費の減少の要因としましては、児童数が前年比53人減、生徒数は前年比で87人減、合計140人の市内児童生徒の減少が要因として考えられます。

また、今年2月末、3月にコロナウイルス感染症拡大防止に伴い、市内の小中学校が臨時休業になりましたことから、給食の提供も中止しております。これらのことを合算し、給食費の収納額としましては前年比で10%程度減少したものと考えております。

次に、滞納繰越分の収入増についてでございますが、これまで学校給食センターでは、滞納世帯に対し毎月、督促状の送付を行ってまいりました。昨年秋から新たな取組としまして、一斉催告書の送付、併せて、納付相談に係る個別訪問を実施したところでございます。これら、新たな取組の成果としまして滞納繰越分の収入額の増加につながったものと考えているところであります。

中川委員長

安田市民参加住宅施策課長。

安田市民参加・住宅施策課長

私から、ファーストマイホーム購入支援事業返還金の内容について、ご説明いたします。

ファーストマイホーム購入支援事業助成金につきましては、市への定住を促進し活力ある地域社会の構築を目的とすることで、新規に住宅を取得された方に助成をするものでございます。助成金の交付から3年以内に対象の住宅の取壊し、譲渡、貸付や転居、転出があった場合には、返還していただくことを要綱で定めております。ご質問の返還金につきましては、令和元年度にこの要件に該当することとなった2名の方の分を合わせて100万円となっています。

中川委員長

下野教育総務課長。

下野教育総務課長

私から、利用料のうち私用電話料について、お答え申し上げます。学校が校務に準ずる活動として行う全道または管内校長会活動等において必要となる電報料、中央公民館において携帯電話を有しない利用者に事務所の電話を貸し出す際の電話料であり、個人負担分として収入したものであります。

中川委員長

及川政策広報課長。

及川政策広報課長

私から、その他の雑入、広報掲載料並びにホームページ広告料について、お答え申し上げます。

初めに、広報掲載料についてでございますが、現在、本市広報誌の広告主は社会福祉協議会、シルバー人材センター、芸術文化ホール運営委員会の公共的団体3者と民間広告代理店1社の計4者ですが、公共的団体の掲載料につきましては、各団体の掲載希望枠当たりの額を北広島市公共的団体等の広報掲載取扱要領に基づき、団体ごとに掲載料を算出した結果、平成30年度と令和元年度の間に額の変動はなく、前年同額での契約となったところであります。

なお、広告代理店に係る広報掲載料は、毎年度、入札等を実施し決定しているところであり、令和元年度の掲

載料につきましては、発行部数の減少などが影響し、前年度 54 万円から、47 万 6,928 円に値下がりしましたことから、広報掲載料全体で 6 万 3,072 円の減収となったところでございます。

次に、市ホームページの広告料についてであります。令和元年度の市ホームページのバナー広告欄には、平成 30 年度と同様に 6 件の広告が 12 か月間掲載されたことから、ホームページ広告収入が前年度と同額の 72 万円になったところでございます。

中川委員長

広田子育て支援部長。

広田子育て支援部長

雑入のうち、実習生指導謝金について、お答え申し上げます。公立保育園及び子ども発達支援センターでは、保育士資格取得を目指す学生や発達支援に係る学生を実習生として受け入れて指導を行っております。令和元年度の受入れにつきましては、保育園で星槎道都大学などの保育士養成学校 5 名から 7 名の実習生を受け入れ、謝礼金として 10 万 7,000 円、子ども発達支援センターでは、北海道文教大学などの 3 校から 10 名の実習生の受入れなどで 9 万 9,000 円の歳入があり、合わせて 20 万 6,000 円となったところでございます。

中川委員長

鈴木福祉課長。

鈴木福祉課長

第三者納付金について、ご説明いたします。こちらは、生活保護受給者が被害者となる交通事故が発生し請求事務を行った結果、加害者側から支払われた保険金であります。医療費につきましては、市が既に支出した経費でありまして、保険金は市の歳入となっているところでございます。

中川委員長

柴ボールパーク推進課長。

柴ボールパーク推進課長

私から、ボールパーク敷地に係る使用料減免についてお答えします。使用料については、誘致の段階からファイターズを公共財と捉え、各種行う行政サポートの一つとして、無償もしくは減免として取扱う旨、議会や市民説明会でご報告をしてきたところでございます。これらのことから、使用料の減免につきましては、市長が特に必要と認め決定したところでございます。なお、使用料の額によって決定を判断するものではないことから、減免額につきましては算出してないところでございます。

中川委員長

山本委員。

山本委員

再質問を何点か、させていただきます。

一つは、社会保障財源分ですが、普通交付税では基準財政需要額が増えているということで、増になっていますが、地方消費税の交付金では減になっています。トータルとして、社会保障に関係する財源については、一般財源で見えていくことになるのかどうかも含めて、お示しいただきたいと思っております。

次に、備荒資金の問題は、積立の2倍を借り入れることができるということですが、結果的には、また積立てなければならないですから、その結果については、どのように考えているのかをお聞かせ願いたいと思います。

私用電話料ですが、今お聞きした、公民館で電話がない方の電話は、公衆電話などで対応できるのではないかと思います。そのような対応についてお聞きします。また、校長先生のいろいろな電話料というのは、校務と判断せずに私用電話料として歳入で入れていくのか、電話使用料の校務と私用の判断基準はどう捉えているのか、お示しいただきたいと思います。

ボールパークについてですが、当初、無償で土地を貸し付けると議会で説明がありましたけれども、土地使用料の減免手続について議会に報告しないのは、極めて問題ではないかと思えます。確かに、意向は示されましたけれども、具体的な手続はいつどういった形で行うのか、金額はいくらぐらいなのかを議会に諮ってしるべきだと思います。先ほど言いましたように、本来は、議決事項です。条例に書かれているので、市長部局で単独で行ったということですが、例えば、緑陽小学校の財産については、無償で貸し付けています。これについては、議会に諮り議決として減免の取扱いをしています。しかも、手続きの内容を見ますと、緑陽小学校のときは、無償契約を交わしております。ボールパーク施設の決定書を見ますと、契約については一切添付されていません。しかも、信憑性に係る資料要求をしたわけです。当初、日ハム側から出された申請書を閲覧要求したのですが、この写しに関して、社印の押印がないのではないかという疑義があることから、原本の閲覧を要求しました。ところが、当初、見せられたコピーと示された原本とが違っていました。具体的に、なぜそれが分かったのかと言うと、受付印の場所にずれがありました。閲覧要求した時に出された原本と別物であると判明したわけです。議決事項にしなかったことと、コピーと原本が違っていた経緯についても説明を求めたいと思います。

中川委員長

佐藤課長。

佐藤財政課長

私から、地方消費税交付金の関係と備荒資金組合の積立の関係について、答弁させていただきます。

今回、地方消費税交付金が減額になり、社会保障関係の対応はどうなのかということですが、地方消費税交付金につきましては、地方交付税の計算で基準財政収入額に100%算入されることになっております。ですので、地方消費税交付金が下がると基準財政収入額がその分下がり、下がった分、交付税が多くなる仕組みになっていきますので、基本的には国からくる財源の中での増減はあまりないと考えています。

ただ、主要施策8ページの消費税の社会保障財源分のところにもありますように、社会保障自体に係る一般財源は多額ですので、全部を賄えるものではなく、市の一般財源ももちろん入っている形になります。

備荒資金組合の積立金の関係ですが、今回、約5,000万円の積立に対して1億円を支消したことで、積立額はマイナス5,000万円になっています。普通納付金は、5,000万円までは義務的に積立てなければなりませんので、令和3年度から令和12年度まで、500万円ずつ積立していくルールになっています。超過で支消した、もう一つのマイナス5,000万円については、令和6年度から令和17年度までで約400万円ずつ償還を行っていくルールとなっております。

中川委員長

千葉教育部長。

千葉教育部長

私から、私用電話の使用料についてと公衆電話の設置について、ご答弁させていただきます。

まず、私用電話ですが、全道または、管内校長会の活動の公益性を考慮し、使用した料金全額を負担すること

で学校電話からの電報の発信等を認めているところですが、インターネット電報など、今後、会計を完全に分離できるサービスもあることから、公費負担の明確について検討したいと考えております。

次に、公衆電話の設置ですが、携帯電話の普及、公衆電話の利用状況や基本使用料等の維持に係る経費等から総合的に判断して公衆電話を撤去したところですが、今後も携帯電話を有しない使用者の方から電話利用の希望があった際には、これまでどおり事務所の電話を貸出して対応したいと考えています。

中川委員長

柴ボールパーク推進課長。

柴ボールパーク推進課長

私から、閲覧した申請書と原本の受領印にずれがあることについてお答えします。当時の申請では、先方控用に申請書自体は2通受理しており、その一方と市側で保管しております申請書の間で受付印にずれが生じていたものです。前回、閲覧していただいたものにつきましては、許可書と併せて先方に返却した申請書の写しと、市側で保管している原本をお見せしたところでございます。確認していただいたとおり、申請書自体の内容について相違があるものではございません。

中川委員長

川村企画財政部長。

川村企画財政部長

ボールパークに係る減免等の議会等の対応ですが、ボールパーク構想につきましては、おっしゃるとおり、市民も注目をしている中、本市にとっても重要なプロジェクトであるのが大前提です。

また、議会においても特別委員会を設置していただき、構想の進捗については、ご報告をさせていただいております。今回の区域の設定は、公園部分の都市公園区域と商業用を建てる区域外の二つに分かれておりますが、今現在は両方とも使用料について減免をしているところでございます。議会の議決のお話でしたが、ボールパーク構想については、当市において、ファイターズを公共財と捉えたとともに国においても、この構想を地域再生計画に認定、さらには、災害時拠点防災整備舗なども含めた公共的要素、雇用、人口増加について大きなプロジェクトという認識もある中、条例に基づいて市長が決定し、今回の対応をとっているところでございます。

なお、区域外の部分については工事期間終了後に減免を終わり、使用料を各パートナーから徴収することを考えております。

中川委員長

山本委員。

山本委員

一つは、申請者から、2枚の申請書を出してもらうことが通常の業務としてあり得るのが疑問です。本来、申請書は1枚で、申請してもらったものを申請者に返すこと自体が通常事務ではあり得ません。そのようなことを行った結果、返したもののコピーがあることで申請書原本と閲覧のコピーが違っていたということです。仮にそうだとしても、閲覧要求は原本を見せてくださいと要求したわけですが、原本を見せられないので、コピーを見せないとコピーを示されたわけですから、本来、コピーと原本が違うこと自体ありえません。そういった意味で、ボールパークの使用料減免の申請が企業から本当に出されたのかどうか疑問に感じます。これについ

では、決裁権者が上野市長になっておりますので、市長にお聞きしますから留保します。

もう一つ聞かせていただきますが、使用料の減免額については決定していないので分からないということで、公園施設に係る使用料を本来取るとしたら、単価当たりお幾らなのか。それから、公園施設に係る、平成元年10月に係る減免の平米数を教えてください。

もう一つは、普通財産使用に係る使用料減免についても、平米数と本来の単価は幾らになるのか、教えていただきたいと思います。

中川委員長

柴課長。

柴ボールパーク推進課長

ボールパークエリアに係る面積と使用料についてでございますが、公園区域の面積は、17万2,611平方メートル、単価といたしましては、都市公園条例第10条におきまして、1平方メートル当たり110円を乗じて得た額とされております。

また、公園外区域につきましては、普通財産部分になりますが、面積は、14万3,221平方メートル、算出根拠となる当該土地の時価は、現在3,400円になっているところでございます。

中川委員長

川村部長。

川村企画財政部長

先ほど、課長から答弁いたしました一連の手續等につきましては、本市においての手續きとして進めたものであり、特段問題はないと考えております。

中川委員長

この件は、留保ということですね。

ほかに、ございませんか。

山本委員。

山本委員

今示された、単価110円と3,400円というのは、年間の金額なのか月額なのかお聞きします。

それから、貸付の年数も教えていただければと思います。

中川委員長

確認の意味ですので、答弁をお願いします。

柴課長。

柴ボールパーク推進課長

貸付の単位でございますが、公園区域については、一月当たり110円、普通財産の部分については年額となっております。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

永井委員。

永井委員

市税について、一つ伺います。決算書4、5ページになると思います。報告書は4ページ、決算意見書が19ページになります。先ほど、同じような質問が上がりましたが、現年課税分の増額と滞納繰越分の減額の理由について、伺います。滞納繰越分が減額されているけれども現年課税分が増額しているということで、滞納徴収の取扱いが厳格化されているのではないのでしょうか。一般質問でも取り上げたのですが、差押えの決定に至った経過内容はどのようなものであるか伺います。

中川委員長

近藤課長。

近藤税務課長

市税の状況についてですが、現年度課税分の収入済額は、平成30年度と比べまして総額2億4,727万6,000円の増額となっております。主な要因としましては、個人、法人の市民税と固定資産税の増となっており、市民税に関しましては、課税対象者数が個人、法人のいずれも増加しておりまして増収増につながつているものと考えてございます。

また、固定資産税につきましては、新增改築分の増額や新築軽減の適用期限切れ、企業立地促進条例の減免終了による増加が主な要因と考えてございます。

次に、滞納繰越分についてでございますが、市では安定した税収入の確保に向け、滞納繰越額の圧縮と併せまして現年度分の滞納を翌年度に繰り越さないよう滞納整理事務に取り組んできたところでございます。こういった取組が滞納繰越分の減額につながったものと考えてございます。

次に、滞納処分に係る詳細につきましては、差押えに至るまでに督促、催告書の送付を始め、納税相談などを実施して納付指導に取り組んでいるところでございますが、財産調査などにより、担税力があるにも関わらず、納付の履行が無い場合などには、地方税や国税徴収法に基づいた滞納処分により、対応を行っているところでございます。

中川委員長

永井委員。

永井委員

差押えの決定については、督促などで対応しているということですが、差押えの決定に関する資料の閲覧要求を行った中で、決定に至った具体的な経過内容が私たちは重要ではないかと考えていますが、それが示されていませんでした。それについての理由がなぜ示されていなかったのか、閲覧は可能なのかを伺います。

また、債権一元化が滞納について行われていますが、2019年度の運営方針の振り返りが市のホームページにも公表されています。総務部長の振り返りの中で、債権一元化の保育料、介護保険料、後期高齢者保険料が過去4か年での収納率が大幅に上昇しています。債権一元化によって、税金がきちんと納められるようになったことあると思いますが、逆に対応が厳格化されているのではないかとという危惧もされますので、見解がありましたら伺います。

中川委員長

近藤課長。

近藤税務課長

差押えに当たる経過内容の閲覧についてでございますが、差し押さえの決定に当たりましては、担税力に合わせて、今、言われた督促、催告の状況や納税相談の内容など、それらの経過内容を含めて個々の差押え案件ごとに慎重に判断しているところでございます。これらの滞納整理に係る経過につきましても、公開していただきました。証憑書類の閲覧要求におきまして、個人情報などを除く公開できる範囲となってしまいますが、閲覧は可能であると考えてございます。

次に、債権一元化の部分でございますが、収納率につきましては、平成29年から債権一元化を行っており、一元化を行った3料につきましては大幅に上がってきているところでございます。収納率は大幅に上がってきているところですが、収入済額につきましては、実際、毎年収入率が上がっている部分で滞納を繰越す全体額が減ってきているところでございますので、今正確な金額を持ち合わせておりませんが、一元化により収入済額にそれほど変動はない状況でございますので、今後も適正に一元化を進めまして、税と料を合わせた収入の安定した確保に努めてまいりたいと考えてございます。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

島崎委員。

島崎委員

私から、歳入の森林環境譲与税について伺います。決算書4ページ、主要な施策に関する報告書7ページです。まず、321万5,000円のうち5万7,000円が、意向調査の事前アンケートとなっています。このアンケートの内容や、今後、統計をするに当たって、所有者不明のこういった土地があったのか否かの状況について。

また、何が見えてきているのかについて、お聞きします。

中川委員長

遠藤農政課長。

遠藤農政課長

まず、5万7,000円の執行状況ですが、基本的には制度周知ということで、リーフレットの購入やアンケートの郵便料として執行しているところです。

アンケートに関しましては、人工林の所有者を対象に216通を発送しており、ほぼ半数の108通から返信がありました。残りの返信が無かった60名と住所不明で戻ってきた48名分につきましては、今後、課税情報などを調査して事前アンケートにつなげる予定としております。

令和元年度のアンケート調査の内容についてですが、基本的には、この時点のアンケートは所有者かどうかの確認で、市が管理しております台帳に記載されている所有者に郵送しておりまして、真の所有者かどうかの確認と森林の管理や手入れを今現在行っているかどうかといった項目の内容となっています。

中川委員長

島崎委員。

島崎委員

今、216人に送って、108通、不明が48名ということです。私が聞いているところによると、598筆あり、面積にすると805ヘクタール。今、皆さんが注目しているポールパークと比べると、市内に民有林といわれる人工林の部分が、ポールパーク22個分あることとなります。これから、経営の成り立つ見込みのある森林については、意欲と労力のある林業経営者に委託しながら経営管理を行う仕組みということで、国で定めていると思います。令和5年から、実際に徴収が始まると思いますが、市には、いかほどの税収入があるのかをお聞きします。

また、これから経営管理を行う仕組みを立てていくに当たって、市内の森林組合や林業者の状況はどうなっているのかについて再度お聞きします。

中川委員長

遠藤課長。

遠藤農政課長

森林環境譲与税の収入ですが、令和元年度におきましては、321万5,000円、本年度につきましては、9月末で341万7,000円入っており、3月にも同額が見込まれておりますので、年間683万4,000円が見込まれております。

森林環境譲与税については、段階的に金額が増える予定でおりまして、令和6年度を目途に全額譲与され、1,000万円強の金額が入る予定となっております。

林業の担い手についてですが、農業センサスでは7人と把握しております。

中川委員長

中尾農地保全・畜産・林務担当主査。

中尾農地保全・畜産・林務担当主査

ただいまの林業事業者7人につきましては、札幌の森林組合などの数字ではなく、市内の林業事業者7人で、譲与税の算定基礎になっている数値の7人です。

中川委員長

島崎委員。

島崎委員

森林組合の状況についてお伺いしているのですが、市内の状況についてがもれています。

中川委員長

砂金経済部長。

砂金経済部長

現在の北広島市における森林組合の状況についてですが、北広島市の森林組合は町の時代に解散しております、その業務については札幌市森林組合と協力して行っていくことになっております。現在、様々な市の民有林、市有林を含め札幌市の森林組合等に委託しながら業務を行っております。

中川委員長

島崎委員。

島崎委員

最後になりますが、何を言いたいのか皆さんも分かると思いますが、北広島は自然が豊かだと住民の皆さんが言っている状況の中で、自然がある森をいかに活用して、これからの働き手や担い手、伐採をしながらさらに人工林ということで、森を生かしていかなければならないと思いますが、森林組合が今、そのような状況だということと林業に関わる方が少ないということですので、近隣市町村の方とうまく連携しながら豊かな森について活かしていく方法を早期に策定するべきではないかと思います。

アンケートの状況で残念なのは、不明者が48名もいたということです。事前の調査を細かくしっかりと、送って戻ってきたのが48通にならないように、今後、進めていただきたいと思ひますし、植林なども含め担い手を育成していただくに当たって、経営努力をしていただきたいことを申し上げて終わりたいと思ひます。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

藤田委員。

藤田委員

簡潔に3点、質問いたします。

一つ目、77ページの歳入でホームページの広告料。先ほど、山本委員からホームページの広告料の質問が出ましたので、それを除いて、アクセス数と広告料の値上げに関して、市としてはどう考えているのか。市のホームページに広告を開設してから金額は変わっていないと思ひますが、アクセス数に対して、広告料の値上げに関してどのような見解を持っているのかをお聞きします。

同じく77ページ、駐車場利用料納付金。前年と比べて増額になっていますが、その内訳として各駐車場の利用台数はどのような状況だったのかお答えください。

これは、ページ数ありません。毎年聞いていますが、令和元年度の経常収支比率はどのくらいで、前年度より改善したのかどうかと今後の見通しについてお答えください。

中川委員長

及川課長。

及川政策広報課長

私から、ホームページへのアクセス数と広告料について、お答えします。令和元年度における市ホームページへのアクセス数についてであります。パソコンからのアクセス数が87万3,215件、スマートフォンからのアクセス数が67万8,616件、合計で155万1,831件のアクセスがあったところでございます。

次に、ホームページ広告料についてでございますが、現在、市ホームページのバナー広告欄には6件の広告が掲載されており、12件掲載可能な広告枠に余剰がありますことから、今後も現在の広告主に引き続き掲載いただくとともに、新規広告主の獲得によって収入の拡大を図りながら、広告料につきましても適切に検討してまいりたいと考えております。

中川委員長

人見土木事務所長。

人見土木事務所長

私から、駐車場利用料納付金について、お答え申し上げます。

駐車場利用料納付金につきましては、平成30年度と令和元年度を比べますと81万6,191円の増額になっております。増額の内訳といたしましては、指定管理者契約時の収支計画書記載の納付金額が48万2,520円の増、利用料金収入から管理経費等を差引いた加算額が14万513円の増、納付金から控除する修繕料が19万3,158円の減になったことによる増額となっております。

次に、各駐車場の利用台数といたしましては、令和元年度の東駐車場は5万222台、西駐車場は3万8,116台となっております。平成30年度の各駐車場の利用台数は東駐車場が4万9,861台、西駐車場が、3万8,341台となっており、東駐車場で361台の増、西駐車場で225台の減となっております。

中川委員長

佐藤課長。

佐藤財政課長

経常収支比率の状況についてでございますが、令和元年度決算では、臨時財政対策債を含めた経常収支比率は95.5%となっており、平成30年度決算の93.4%と比較しますと2.1%上昇しているところでございます。

また、今後の見通しについてであります。歳入面において消費税率改定に伴う地方消費税交付金の今後の増額や寄附金の増額など歳入面の増傾向もありますが、一方、歳出面については社会保障関連経費や公債費などの義務的経費も増加傾向にあることで、しばらくは横ばいから微増傾向が続くものと考えております。

中川委員長

藤田委員。

藤田委員

2点、確認で質問します。駐車場の利用ですが、東口駐車場が361台の増ということで、今後、この利用台数が増えていった場合、満杯になる可能性が近いのか。その辺りをどう見ているのかをお聞きします。

経常収支比率ですが、前年より上がっている。早い話が悪くなっていますが、今後、ボールパークの開業、西口の開発と控えているわけですけれども、本市の経常収支比率のピークはいつ頃になると見通しているのか、お答えできる範囲で説明をお願いします。

中川委員長

人見所長。

人見土木事務所長

東駐車場は、昨年9月に精算機を更新し、10月から時間ごとの駐車台数等の詳細データの集計が可能となっております。10月から3月までの最大駐車台数は183台となっており、駐車可能台数211台に対して現在の利用状況では若干の余裕があると考えますが、周辺状況の変化によっては、満車になることもあると考えております。

中川委員長

佐藤課長。

佐藤財政課長

経常収支比率の今後の状況ですが、社会保障関連経費がずっと増加傾向にあることで、ピークがどのぐらいなのか分かりませんが、上がっていく状況は変わらないと考えておりまして、道内の市は大体同じような傾向にな

っております。一方、収入が上がれば経常収支比率は下がりますので、ボールパーク関係でいろいろな歳入が増えれば、扶助費が上がっていても歳入が同時に上がれば、経常収支比率は下がりますので、今後、一般財源の確保が経常収支比率の改善には重要になってくるということで、頑張っていきたいと思っております。

中川委員長

以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに、ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

以上で、歳入の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 11 分 休 憩

午前 11 時 12 分 再 開

中川委員長

休憩を解き、再開いたします。

続いて、一般会計のうち歳出の質疑を行います。

それでは、議会費の質疑を行います。

質疑の通告は、ございません。

質疑は、ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

質疑なしと認めます。

以上で、議会費の質疑を終了致します。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 13 分 休 憩

午前 11 時 14 分 再 開

中川委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、総務費のうち、総務管理費の財政管理費、会計管理費、契約管理費、企画費の住み替え支援事業、空き家流動化促進事業、子育て世代マイホーム購入サポート事業、リユース住宅活用サポート事業を除く企画総務費、都市計画調査費、広報費、交通対策費のうち、生活バス路線確保対策事業、バス等利用支援事業、統計調査費、公債費、諸支出金、予備費、実質収支に関する調書、財産に関する調書の質疑を行います。

どなたか、いらっしゃいませんか。

青木委員。

青木委員

大学連携推進事業について、お尋ねします。

決算書は、105 ページ、報告書 43 ページでございます。報告書 43 ページの欄に説明等で縷々書いてございますが、具体的な内容についてご説明いただきたいと思っております。

中川委員長

橋本課長。

橋本企画課長

本市とまちづくりに関する包括連携協定を締結しております、星槎道都大学及び北海学園大学の2つの大学と連携した事業を行っております。主な連携事業といたしましては、星槎道都大学とは高校生のバンドの大会、「キタヒロ軽音フェス」を、北海学園大学とは、大学の教育と研究の成果を広く社会に還元することを目的に、市民を対象とした地域連携講座を開催しているところです。

中川委員長

青木委員。

青木委員

当然、継続的にこのような事業を行っていくと思いますが、本年度についてはコロナ等で非常に難しいのかと思いますが、本年度の開催状況等をお示しいただければと思います。

中川委員長

橋本課長。

橋本企画課長

北海学園大学、星槎道都大学と行っている事業につきましては、今般の新型コロナウイルスの影響もございまして、現在、実施に向けたことが可能かどうかを含め大学と協議しておりますが、いずれの事業も、この状況下においては難しいのではというやり取りをさせていただいているところでございます。

中川委員長

青木委員。

青木委員

本年度中は、なかなか難しいかと思いますが、来年度以降こういった事業を継続していく意思があるのか、考え方について最後にお尋ねします。

中川委員長

橋本課長。

橋本企画課長

大学と連携した取組は、ひいては市民に還元されていくものとなりますので、継続した取組は模索したいと考えておりますが、コロナ禍において、従来どおりのやり方ができないとした場合でも、何らかの形で連携した取組を進めていきたいと考えております。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

大迫委員。

大迫委員

3点、お聞きします。まず、決算書110ページの宅地耐震化推進事業についてですが、盛土の造成マップを作成しましたが、作成後、土地の評価に変化はなかったのかお聞きします。

114ページ、生活路線バス維持事業についてですが、バス事業者にマックスの800万円を補助しましたけれども、全体で何便を減便したのかお伺いします。

また、UIJターン新規就業支援事業について、新規の交付がゼロ件ということですが、相談もゼロ件だったのか、また、どのような活動をしていたのかお聞きします。

中川委員長

嘉屋都市計画課長。

嘉屋都市計画課長

盛土造成マップ作成前と作成後で、土地の評価に変動があったかについてお答えします。令和2年3月、全国的に大規模造成マップが公表され、本市も造成地があったことから3月6日に公表しました。また、令和2年7月1日が基準日となる北海道基準値単価の地価変動率が、平均6.7%上昇しております。このことについて、大規模造成盛土が、おおむねの位置と規模を示すものであって、マップの範囲が必ずしも危険ではないことと、土地の売買、建築などに特別な規制や告知がないことから、土地の評価額に影響はなかったと考えられます。

中川委員長

橋本課長。

橋本企画課長

生活バス路線確保対策事業についてであります。800万円を補助した上で減便が何便あったのかということですが、まず、800万円につきましては、市民の日常生活に不可欠な生活バス路線を確保維持し、市民生活の利便を図るため、補助対象路線であります北広島団地線の平成30年度の収支赤字額に対する補助金として執行しております。北広島団地線の便数につきましては、平成28年7月以降、平日は128便運行されており、令和元年10月のさんぼまち東部線への再編まで同便数が維持され、減便は行われていないところです。

次に、UIJターン新規就業支援事業の相談件数と活動内容についてですが、相談は、電話で1件のご相談を受けております。また、東京都で移住相談会を行っており、42件の相談を受けております。

活動内容といたしましては、本事業について主にホームページを活用して周知しておりますが、昨年、札幌中枢連携都市圏を構成する自治体と一緒に首都圏に赴き、首都圏在住の方を対象とした移住フェア・移住相談会に参加しております。こちらにおいては、UIJターンの制度周知を含む本市のPR、また、相談を受けてきたところでございます。

中川委員長

大迫委員。

大迫委員

宅地盛土の件ですが、変化はなかったということですが、今年度や来年度に評価の基準が変わってくるのか、清田区でも盛土のところが液状化しましたが、北広島部分の土地の改良を行う予定があるのかお聞きします。

生活路線バスですが、今回は800万円の補助でしたけれども、コロナの影響などで乗客数はかなり減っている

と思います。赤字もかなり膨らんでいると思いますが、この補助金について、今後、青天井になっていくのかをお聞きします。

UIJターン新規就業支援事業ですが、どのようなルートをたどって移住してくると支援金がもらえるのかをお聞きします。

中川委員長

嘉屋課長。

嘉屋都市計画課長

盛土造成の関係について、価格の変動が今後あるのかということですが、今時点ではマップを発表したからといって、そこが危険だということではないので、売買に関して、その土地の評価に影響は与えないと思います。

土地のマップを作ったあとのことですが、安全かどうかを確認していかなければならない段階に入っていくと思います。段階としましては、今回のマップの公表、第2段階としましては、盛土したところの安全性の確保ということで、造成年度の調査や現地のボーリング調査をどの盛土から行うか決めていかなければならないと思います。それを行って、危険な場所については今度、対策工事を行っていく順番になると思います。

中川委員長

橋本課長。

橋本企画課長

生活バス路線確保対策事業における補助金の関係でございますが、昨年10月の路線再編により、そこに係る収支については市民も含めた協議会の中において決定してきた内容ということもあり、市において赤字額を補填するという中で現在動いております。さんぼまち東部線につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、現在、利用は6割程度までの回復にとどまっているということで、先が見通せない状況が続いております。6割程度しか回復していないということで、一定の便数の削減を行っておりますが、そこには相当の収支の悪化が見えてきております。

今後につきましては、バス事業者、市民の皆様、議会の方にもご相談させていただくこととなりますが、こうしたバス路線の現況を踏まえて、どういった方向がいいのか、希望に応じた路線をどう構築していくのかといった議論が必要になってくるのではないかと考えております。

次に、UIJターン新規就業支援事業ですが、本市に移住したいとお考えの方がいらっしゃれば、まず、市にご相談をいただき、事前に登録を行う形になっております。その上で、実際に就業してから一定期間お務めになられた後、実際の手続という形に動いていく制度の仕組みになっています。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

小田島委員。

小田島委員

まず、決算書105ページ、報告書67ページです。大学生の市内居住推進事業ですが、交付基準の中で居住期間の縛りがあるのかどうかについて伺います。また、36件の助成をしているということですが、受け取った方は今現在、全員が居住されているのかどうかのアフター管理はどのようにされているのか、必要性についても伺います。

2点目、地域公共交通網形成計画推進事業についてですが、大迫委員からも関連して質問がありました。さんぼまち東部線の稼働状況が約6割減となっていました。当初計画との実質分析、6割というのは、分母がどのくらいあって6割減になっているのかを具体的に示していただきたいと思います。関連して、利用しやすさについての市民の声はいろいろとあると思います。東部線、循環線に乗っても駅で降ろされて、こちらに来られなかったということが何件か私にも寄せられて、何とかならないのかという声もございましたので、市民の声の把握と改善策は令和元年度の中で検討されてきたのかどうか。

三つ目ですが、道路計画事業で交通量調査がされております。この調査の結果、傾向値をどのように分析されているのか、ざっくりとでも中身をお知らせいただきたいと思います。

それから、生活バス路線は大迫委員からもありましたが、補助金800万円が交付されています。その根拠は、赤字補填の2分の1程度となっていますが、平成30年度の実績に基づいての800万円で、赤字額は1,600万円だったのか、それ以上だったのかをお聞きします。この改善は足の確保の関係で出てきますので、今後、どのように進めていくのかをお聞きしたいと思います。

中川委員長

橋本課長。

橋本企画課長

まず、大学生市内居住事業ですが、本年8月に36件の居住状況を確認し、34件については引き続き市内に居住しております。2件については、本人等に確認し、いずれも大学を退学していると把握しているところでございます。

次に、地域公共交通網形成計画推進事業ですが、昨年10月に路線を再編して新たに循環路線を導入したり、パターンダイヤを導入したりと効率的な路線を構築してまいりました。利用状況についてお話しますが、循環路線にした日中の時間帯の乗車状況を市において確認したところ、再編前と比較して、10月は10%増、11月は20%増の利用があり、一定の再編効果は出ていると考えております。一方、特に朝夕の時間帯の東部地区において中央バスの広島線やJR北海道バスなど他の代替路線がありますので、それらの実態を踏まえて再編時に便数を削減しています。こうしたことの影響もあり、再編いたしました下半期においては、月平均で大体16%の利用減となっておりますが、特に新型コロナウイルスの影響を受けた2月、3月の二月で見ると、平均25%の利用減となっております。

次に、市民の声と言うことで委員からもお話がありましたが、路線の再編については過去にない大きな見直しとなっております。再編当初、利用に不慣れな点、分かりにくい点があったと考えております。市、バス事業者においても十分に検証しながら準備を進めてまいりましたが、行き届いていない部分があったと考えております。いろいろご意見をいただいた中で、時刻表の文字が小さいなどの部分は適宜、改善を加えましたし、東部地区から直接団地側へという部分につきましても、市からバス事業者に対して分かり易い表示に関して依頼をしており、事業者において現在、検討を進めていると伺っております。引き続き、分かりにくい点等ございましたら、改善を加えながら利用しやすい路線へと進めてまいりたいと考えております。

次に、生活バス路線確保対策事業の補助金800万円についてですが、路線の経常収入から経常支出を差し引いた額の2分の1、上限を800万円として執行しております。令和元年度の補助金については、平成30年度の運行に対する補助となっております。平成30年度の収支赤字額は、全体で2,614万円となっており、これに対する割合で計算しますと30.6%、収支赤字額の2分の1の額に対する割合で見ますと61.2%となっております。

中川委員長

嘉屋課長。

嘉屋都市計画課長

交通量調査の結果と傾向値についてですが、国道や道道などの幹線道路の交通量は、全体的に増加している傾向があります。例えば、平成30年の交通量調査においては、道道栗山北広島線では、平成28年と比較して、1日当たり1,882台、率にして11.5%増加しております。また、令和元年の交通量調査において、大曲工業団地付近の羊ヶ丘通では、平成29年3月に国道36号まで開通したことにより、平成28年と比較して、1日当たり2,421台、率にして23.3%増加しております。

中川委員長

小田島委員。

小田島委員

さんぼまち東部線の稼働状況は、パーセントがかなり落ちているということですが、パーセントで見てもイメージが湧きません。例えば、人数で比較できるものがあれば、市民にとっても私たちにとっても分かり易いので、お答えいただきたいと思います。

利便性の問題で、いろいろと事業者に検討を求めている部分がございますが、速やかに結論を出していただいで、周知されることを引き続き市から求めていただければありがたいと思います。

生活バス路線の関係の赤字ですが、2分の1で上限800万円とあるけれども、2,610万円のうちの執行率では30.6%です。事業主は、赤字が3割、4割出るところを補填されても、そのくらいをかぶらなければならないとなれば、許容の範囲を逸脱しているのではないかと思います。10%、20%は、何とか頑張れる範疇なのかと考えますと、800万円が妥当かどうかと思います。これは、協議会で決める話だと思いますけれども、長く事業を進めていただくというところでは、もう一歩踏み込んだ形のほうがいいのかと思いますが、考え方があればお聞きしたいと思います。

中川委員長

橋本課長。

橋本企画課長

まず、利用者の数で状況をお話させていただきたいと思います。バス事業者のほうでは、毎月日にちを決めて、乗降調査を行っております。本年4月に調査した部分では、2019年の特定日で1,748人の利用に対して、本年4月においては、1,037人でマイナス41%、5月においては同様に昨年1,590人に対して、本年は719人、マイナス55%となり、緊急事態宣言が出ていたときにおいては大きな利用者の減少ということで報告を受けております。

中川委員長

川村部長。

川村企画財政部長

生活バス路線の今後の考え方という中では、先ほど課長から平成30年度は2,600万円の赤字でしたが、今年度は、その倍以上になる想定が今出てきております。どこが原因かというのは、圧倒的に利用されている方が減っておりますので、需要の回復が路線の再編を行った後もコロナ禍において本当に継続するのかしないのか、回復できるのかに関しては、先般、事業者とも打ち合わせをしておりますが、非常に厳しい見通しに立っております。公共交通という使命を持った中で、大迫委員からも質問がありましたが、市としてどこまでこれに対応しながら市民にとっても許容される状況になるのか、来年度、市民の方も議会も含めていろいろご議論いただいた中で、

もしかすると、大変厳しい選択肢も含めながら、こういった状況になるかは市民の皆さんともご議論をいただく形になると思っています。一方、免許返納者の方も増えてきているのですが、その選択肢はバスからタクシーに切り替わっていて利便性も高いと思われます。そういった交通実態のニーズも踏まえながら、こういった予算の配分が市民にとって有効なのかも、幅広く検討する時期にきていると思っております。

中川委員長

小田島委員。

小田島委員

やはり、大きく再編しても1年、2年で、またそれが大きく変わってしまうのは、どういう議論で行ったのか。地域の経済情勢、社会情勢もありますが、継続できるということの方向を主としてどれだけ出来るのか、コンセンサスを得ることが重要だと思いますので、引き続きのご努力をお願いしたいと思います。

中川委員長

答弁は、いいですね。

ほかに、ございませんか。

佐々木委員。

佐々木委員

高等学校生徒交通費助成事業について伺います。決算書109ページ、報告書68ページです。助成を受けた高校生などのうち、地区別の割合と見込んでいた申し込み件数に比べて実際の件数はどの程度だったか伺います。

中川委員長

橋本課長。

橋本企画課長

地区別の状況ですが、助成件数は139件で、地区別では東部地区30名、割合では21.5%、西部地区と北広島団地地区が同数で29名、20.9%、西の里地区は5名で3.6%、大曲地区、46名、33.1%となっております。

当初の想定人数については、高校生の人数を1,800人程度と見込んでおり、今回、基準額1万2,000円などの要件を設けておりますので、この5割前後の生徒に申請いただくことを想定しておりました。

中川委員長

佐々木委員。

佐々木委員

地区別の割合では、大曲地区などのバスを使っている方が多いところで多い印象を受けます。通学費用もバスを使うと嵩むので、そういったお子さんが多くいる輪厚や大曲地区などで必要とされている方にきちんと情報を周知するため、どのようにされているか伺います。

また、対象は高校生ですが中学校3年生はどこの高校に通うかという進路の選択をする時期でもありますので、そういう時期の中学校3年生に向けての周知はどのようにされているのか伺います。

中川委員長

橋本課長。

橋本企画課長

周知につきましては、今回139件ということで、当初見込みよりは少ない状況ですが、各地区からは申請をいただいておりますので、一定程度は行き届いていると見ております。

また、中学3年生の事業の周知につきまして本年度の取扱いについてお話しすると、まず、この春卒業された中学3年生の皆様には、3月11日に中学3年生と保護者の方に事業を周知させていただきました。本年度においては、申請が年末ぐらいから入りますので、適切な時期に広報等で周知したいと考えております。

また、事業初年度の取組につきましては、新制度ということもあり、卒業前にお知らせすることができないので、年度を明けてからの対応になりますが、広報紙においては、4月、6月、12月ということで、小まめな情報発信を心掛けて周知を進めてきたところです。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

稲田委員。

稲田委員

まず、北広島団地イメージアップ事業、決算書105ページ、成果に関する報告書67ページです。さんぼまちのPRは、その後、どのように展開されているのか伺います。

もう一つ、協働事業きたひろTV推進事業、決算書112から113、成果に関する報告書66ページです。きたひろTV推進事業は、地域情報を発信する効果的な媒体であると思いますが、今後、ポールパーク構想でさらに有効に活用できると思います。これに対する評価と今後の取組について伺います。

中川委員長

橋本課長。

橋本企画課長

私からは、北広島団地イメージアップ事業について答弁いたします。さんぼまちのPRについてですが、令和元年度におきましては、10月に路線を再編した北広島団地線の名称につきまして、バス事業者にもご協力をいただき、さんぼまち東部線と変更いたしました。こちらが取組の一つとして挙げられると考えております。身近なバス路線にさんぼまちの名前を使うことで、地域に定着していくと考えております。

また、地域の取組ではありませんが、星槎道都大学のゼミにおいても、さんぼまちの歌、学生が考案した健康体操をコラボさせた取組を団地内の「ともに」で企画するなど、学生と地域の交流も生まれております。引き続き、地域の皆様に理解とご協力をいただきながら愛称の普及・定着については進めてまいりたいと考えております。

中川委員長

及川課長。

及川政策広報課長

きたひろTVの活動について、お答え申し上げます。今後の取組についてでございますが、市からの委託料や

貸出機材等を活用し、年間50本以上の動画を作成しており、再生回数も15万回を超えるなど、地域やボールパーク構想関連の情報発信媒体として着実に実績を積み上げているところでございます。中でも、平成29年度以降は、ボールパーク構想シンポジウムやファイターズランなどのボールパーク関連動画を掲載するなど、市民目線での情報を発信しており、今年度からはボールパーク建設工事の進捗状況などを伝える動画、ボールパークナウの連載も新たに開始したところでございます。

また、ボールパーク関連の道路工事や橋梁架け替え工事などのインフラ整備が進む中、着工前の北広島の姿を映像アーカイブとして保存するよう、今年度新たにきたひろTVに対して依頼したところであり、既に撮影に着手しているところでございます。

なお、当該団体については、会員の高齢化が進んでおり、今後、後継者の確保育成が喫緊の課題となっておりますことから、市といたしましても、課題解決に向け定期的に意見交換等を行いながら協力してまいりたいと考えております。

中川委員長

稲田委員。

稲田委員

さんぼまちですが、団地という名前で何十年もきたのですから、皆さんに浸透するには、今日、明日とはいかないと思います。例えば、旭川市は平和通という名称がありましたが、買い物通という通称に変わりました。このさんぼまちと言うのは、この団地地区の状況を良く表現できている名称だと思います。これを浸透させるには、市民の皆さんからの力も必要ではないかと思います。さんぼまちの素敵なロゴがありますが、ロゴの使用などはどうなっているのか伺います。

中川委員長

橋本課長。

橋本企画課長

さんぼまちのロゴにつきましては、使用に関する要綱を定めており、使用いただく場合には承認を受ける必要があると定めております。その中においては、例えば商工会や観光協会による市との共催事業や団地地区の団体の地域的な活動等については承認を不要としております。

また、個人も申請をいただくことにはなりますが、例えば、不当な利益や公序良俗に反することのない使用制限に抵触しない目的であれば承認をさせていただいているところです。

中川委員長

稲田委員。

稲田委員

それは、ホームページか何かで市民に周知されているのでしょうか。

中川委員長

橋本課長。

橋本企画課長

ロゴの使用に関しては、ホームページでご紹介させていただいているところです。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

人見委員。

人見委員

ふるさと応援事業についてですが、決算書 107 ページ、主要な施策の成果に関する報告書 67 ページです。令和元年度、ふるさと応援事業の評価についてお尋ねします。併せて、実績を踏まえた返礼品の数の変更などがありますが、今後の取組、展望などについてお尋ねします。

中川委員長

橋本課長。

橋本企画課長

ふるさと応援事業の評価ですが、制度創設以来、市内の事業者の皆様にもご協力をいただきながら返礼品の拡充を行い、それに併せて市外からの寄附も年々増えている状況でございます。そういった意味で申し上げますと、寄附の増加につきましては、市政に寄与することになりますので、今後も増加に向けた取組を進めてまいります。平成 30 年度においては、一定の成果と捉えることができていると考えております。

また、今後の展望ですが、市内の事業者の皆様のご協力が必要となりますので、引き続きご協力を得ながらまちのPRに努め、寄附の拡充に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

永井委員。

永井委員

政策評価事業についてですが、事業費が使われていない理由について伺います。

中川委員長

橋本課長。

橋本企画課長

事業費につきましては、市民満足度調査に予定していた経費でございます。市民満足度調査につきましては、各種政策の進行管理の参考とするために行っており、特に総合戦略における事業評価の参考としてございます。総合戦略につきましては、当初、令和元年度までを計画期間として予定しておりましたが、計画期間を1年延長し、今年度までとしたことから、今年度、改めて調査を実施して第1期総合戦略の検証の参考としたところでございます。そのため、事業費につきましては、精査のうえ未執行としたところでございます。

中川委員長

永井委員。

永井委員

令和元（2019）年度の政策評価がホームページで公表されていますが、281 事業についての評価を行ったということで、そのうち、要検討としているのが13事業あったと思います。これまで、この13事業についての総合的な観点からの分析評価について、お答えできる部分がありましたらお願いいたします。細かい事業は時間の関係もありますので、総合的な観点からお願いします。

中川委員長

橋本課長。

橋本企画課長

事務事業評価、政策評価において、検討や一定の評価が示された事業については、各担当において事業の内容、継続しているのかいないのか、効率化ができないのか、今後の方向はどうかなど、いろいろな着眼点からそれぞれにおいて検討が進められているものと認識しております。

中川委員長

永井委員。

永井委員

令和2（2020）年度で改めて市民満足度調査も行うということですので、この13事業の中には、目に見えた成果、効果があった事業もあると思います。マイホーム制度だとか、細かく言っていくと。ですので、そのような点についても市民からの声を反映させるような事業として、今後も取り組んでいただきたいと思いますが、見解があればお願いします。

中川委員長

川村部長。

川村企画財政部長

政策評価事業の根本の考え方というのは、その事業のマルバツではなく、その事業が持つ効果等を客観的に分析した上で各所管において、今ご質問のありました視点も含めて、今後どうするかという一つの指針になることだと思っております。長年経った事業として、ある程度の今後の効果をさらに高めていくためにはどうするかも含めた政策評価となりますので、ご指摘いただいた点も含めて、庁内で共有したいと考えております。

中川委員長

午後1時まで休憩といたします。

午前11時55分 休憩

午後0時58分 再開

中川委員長

休憩を解き、再開いたします。

藤田委員。

藤田委員

111 ページ、道路計画事業についてお聞きします。令和元年度の輪厚スマートインターチェンジの利用状況は前年と比べてどうだったのかをお示してください。

二つ目、国道36号と道道羊ヶ丘通の延伸がされて数年経ちましたが、かねてから課題の大曲エリアの渋滞緩和がどこまで図られたのか、具体的な数字を示して説明願います。

中川委員長

嘉屋課長。

嘉屋都市計画課長

令和元年度、輪厚スマートインターチェンジの利用状況についてですが、双方向の合計の日平均出入り交通量は、2,193台であり、昨年と比較して、1日あたり40台増加している状況でございます。年に換算しますと1万4,600台になります。

国道36号と道道羊ヶ丘通の延伸で大曲の渋滞緩和についてですが、平成29年3月30日に羊ヶ丘通が国道36号まで開通いたしました。本市のデータになりますが、開通前の平成28年9月の交通量は大曲工業団地の国道36号では1日当たり3万1,499台、大曲工業団地の羊ヶ丘通では、1日当たり1万387台となり、国道36号と羊ヶ丘通の交通量における羊ヶ丘通の分担率は、24.8%となっております。また、開通後、北海道からの最新のデータですが、平成29年9月の交通量は、国道36号では1日当たり3万1,656台、羊ヶ丘通では、1日当たり1万2,733台との結果となっております。分担率として28.7%、開通前と比較して約4%増加しております。国道36号の交通量は変化していないため、羊ヶ丘通で交通量の増加分を吸収している状況になっております。今後も道路管理者である北海道、北海道開発局と交通量等の情報を共有してまいりたいと思っております。

中川委員長

藤田委員。

藤田委員

輪厚スマートインターチェンジは、順調に伸びているということですので再質問はありません。

国道36号と羊ヶ丘通で2点質問します。今、羊ヶ丘通の利用が浸透してきていると説明がありましたが、土日になるとどうしても渋滞する箇所があります。道道大曲中央通、国道36号との交差点がどうしても渋滞する。かねてから一般質問でも出ていましたが、ポケットパークの公園部分の拡幅といった対策が求められていたのですが、現状どうなっているのか。

もう1点、これは、札幌市域に入りますが、里塚のイエローハットがある大きな交差点、札幌方向の右折の渋滞がだんだん酷くなっている。札幌市の情報では、右折レーンを拡大するという情報も聞いていますが、実態はどうなっているのか情報がありましたら説明願います。

中川委員長

中居庶務課長。

中居庶務課長

まず、ポケットパークのところ、道道仁別大曲線の左折レーンについてですが、改修を予定しておりまして、現在30メートルある左折レーンを100メートルほど延長し、約130メートルにする交差点改良工事が予定されております。これまで、左折車が歩行者などで滞留した際に後続直進車への障害が発生していたところであり

が、今回の改修により改善されるものと考えております。なお、工期につきましては、令和3年3月10日までと伺っております。

続きまして、国道36号と厚別東通との交差点の改修についてであります。現在、左折レーンが2車線、右折レーンが1車線の交差点を、左折レーンを1車線にし、右折レーンを2車線へ改修するものが予定されております。平成27年に札幌新道が厚別東通に接続してから、当該交差点におきましては右折車両が増加し、後続直進車への阻害が発生していたところでありますが、今回の改修により改善されるものと考えております。なお、工期につきましては、令和3年1月27日までと伺っております。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

鶴谷委員。

鶴谷委員

生活バス路線確保対策事業についてですが、午前の質疑の中でいろいろ確認することができましたので、通告の質問はありません。

ふるさと奨学金事業について伺います。決算書107ページ、成果に関する報告書67ページです。こちらは、新規の事業としての受付は終了しているものですが、終了後の事業に対しての受付の問合せ状況はいかがだったのか、お伺いします。

次に、高等学校等生徒交通費助成事業について伺います。決算書109ページ、成果に関する報告書68ページです。年度当初の設定予算との差額が結構あります。約1,090万円の予算に対して執行額が157万円ということで、かなりの差額がありますが、このことについての差額と検証について、どのように行われているか伺います。

次に、地域公共交通網形成計画推進事業について伺います。決算書107ページ、報告書68ページです。西の里地区と大曲間の実証運行が行われましたが、検証はどのようにされているのか伺います。

次に、総合計画推進事業です。決算書105ページ、成果に関する報告書73ページです。決算書に委託料の記載がありますが、約350万円のうちの委託料290万円について、説明をお願いします。

次に、道路計画事業について伺います。決算書111ページ、報告書62ページです。これまでの質疑を伺っていましたが、私からはこちらの調査によるデータの活用先について、既に活用した道路やこれからの整備計画はどのような状況になっているのかを伺います。

緑の基本計画事業について伺います。決算書111ページ、報告書46ページです。アンケートを実施されていますが、回収率が低かったのではないかと審議会などの傍聴で拝見していますが、これについてどのような状況か改めて伺います。

中川委員長

橋本課長。

橋本企画課長

ふるさと奨学金事業の問合せについてですが、事業終了後、市に数件の問合せを受けているところでございます。

次に、高等学校等生徒交通費助成事業の設定予算との差額の検証についてですが、予算におきましては、進学先の高校へバスやJR等の公共交通機関を定期券一月使用して通学することを前提に積算しておりましたが、状況を見ていきますと駅までは送迎や自転車を使う、また、SAPIKAなどのICカードによる支払いなど、通学定期券以外の使用、また3か月や6か月定期など割引率の高い定期券の利用など、移動手段や定期券活用の多

様化が見られております。そのため、通学費の合計基準額が1万2000円に設定してはありますが、下回る状況もございまして、当初、想定しておりました件数よりも少ない状況にあったと考えております。

次に、地域公共交通網形成計画推進事業におきます西の里大曲間の実証運行についてですが、本区間については市内で唯一、地区間の路線が結ばれておらず、平成29年度に実施したアンケート調査においても、大曲地区への買い物等の移動ニーズが最も高い状況でございました。実証運行につきましては、本年1月10日から2月7日までの期間で行い、1日当たりの運行本数を3往復6便で行いました。結果につきましては、全期間の利用者は138人で1日平均6.9人、1便当たりの平均は1.2人、なお、1日当たりの最大利用者は18人といった結果となっております。

今後の方向性の検討につきましては、地域公共交通活性化協議会の専門部会において意見交換を行っており、実証運行の結果、利用者が低調ということもあり、当面は見送るべきとの意見から出されております。そうした意見を参考としながら、今後、協議会に実証運行の結果を含め今後の方向性、取組についてご報告することになりますが、結果を踏まえすと難しい状況にあると考えております。

中川委員長

佐藤総合計画課長。

佐藤総合計画課長

私から、総合計画推進事業におきます委託料についてですが、総合計画の策定に当たりましては、平成30年度から令和2年度までの3か年を契約期間とする総合計画策定支援業務委託契約を締結しているところです。業務委託の内容につきましては、本市の人口や経済、市民活動などの現状を示す様々な基礎データの収集整理、市民公益活動団体などの各種団体、子どもへの意識調査の実施、市民ワークショップの開催支援、現第5次総合計画の点検評価等の実施、庁内ヒアリングや総合計画策定市民懇話会、総合計画推進委員会での会議録作成などの運営支援、総合計画書の作成を委託の内容としているところであります。

中川委員長

嘉屋課長。

嘉屋都市計画課長

道路計画事業と緑の基本計画事業についてお答えします。データの活用となる道路の計画ということで、道路交通量調査は道路の計画や建設、維持管理の基礎資料として市内全域の幹線道路の主要な調査地点31か所をおおむね3年のサイクル調査で全体が回るように実施しております。近年では、交通量調査の結果をポールパークの交通量予測の基礎資料として活用しております。

次に、アンケートの回収等につきまして、平成15年度に策定した前回の計画では、市民ワークショップやほかのアンケート調査を活用したことから、アンケートを実施していないところであります。

次に、現在策定を進めている計画では、令和元年6月に対象年齢18歳以上の3,000名の市民を対象にアンケートを実施し、回答が1,120名、回収率は37.3%になったところであります。なお、答えていただいた方のうち、18歳から30歳までの若い世代からの回答率は、4.6%となったところであります。

中川委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

まず、ふるさと奨学金事業についてですが、若者の就学の機会均等及び定住の促進を図るということで過去の資料から拝見しました。本市としての全体の事業の中では、若い世代に向けた事業があまり多くない中で定住促進を目的としていた事業ではありましたが、今後、定住維持という視点で事業復活の検討を進めるべきではないかと考えますが、見解を伺います。

次に、高等学校等生徒交通費助成事業についてですが、執行についての内容は理解いたしました。利用される対象世帯の方や生徒から、この事業について意見や要望など寄せられたものがあれば、主なものをお伺いします。

道路計画事業についてですが、3年サイクルでの基礎資料調査として行っているとのことでしたが、西部地区で言いますと、中の沢線と新しくできた輪厚中央通の交差点のところで、調査の方がお仕事されている様子を住民の方たちも良く見かけています。この間も交通事故が数件発生していますので、安全対策のための整備というところで、横断歩道や信号機の間合せも幾つか寄せられています。設置に関しては、部署が別だという認識はありますが、信号機設置に関わることにこういったデータは活用されていくのか、確認の意味でお伺いします。

緑の基本計画事業についての再質問ですが、今回はアンケートも実施されて回収も一定数あったということでしたが、長いスパンの計画ですので、もう少し回収率が上がる工夫を、次の策定のときは勿論ですが、推進計画の中でも、広く周知の意味合いも含めた声を聞く機会を工夫してほしいと思います。緑の基本計画事業に関する審議会の中でも、委員の方から10年後の北広島の緑や環境というところでは、今、10代の子どもの声も将来、こういう北広島が緑にあふれるまちになってほしいなどの声を把握して反映していくべきではないかという意見も出されていたと思いますが、今後に向けての見解を伺います。

中川委員長

橋本課長。

橋本企画課長

まず、ふるさと奨学金事業におけます今後の検討ということですが、定住維持の視点での事業再開につきましては、圏域といった枠組での取組となりますが、札幌連携中枢都市圏において、これまで本市で実施していた大学等を卒業した方を対象とした奨学金返還支援を新たに開始しており、本市として再開することは考えていないところでございます。

次に、高等学校等生徒交通費助成事業における意見や要望についてですが、1万2,000円の基準額や4分の1という要件を設けていますので、多くはないですが、そこに関するご意見はあったと思います。事業そのものに対しては、これまでにない部分の事業でございまして、こういった事業を建て付けていただいたということでの話はあったと思います。

中川委員長

嘉屋課長。

嘉屋都市計画課長

交差点の信号機設置に道路交通量調査のデータが活用されているのかについてですが、信号機設置の基礎資料としても活用させております。

次に、アンケートの回収率が低いことについてですが、庁舎内で実施されるアンケートにつきましては、回収率の向上に向けて周知等を行っているところで、いただいたご意見、これから未来を担う子どもたちということもありますので、庁内で共有してまいりたいと考えております。

中川委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

高等学校等の交通費助成事業についてですが、増税に伴いJRやバスなどの運賃改定によって大幅な負担増になっている状況があると思います。ICカードを単発的に利用したり、様々な利用状況があることも初めのお答えで伺ったのですが、通学費の増加は高校生世代の負担が大きいところですので、自家用車での送迎を行っている方もいると思いますが、助成率の拡充、拡大に向けた検討を今後進めていただきたいことを支援の視点で要望したいと思いますが、見解をお伺いします。

中川委員長

橋本課長。

橋本企画課長

制度の見直しにつきましてですが、本事業は昨年度始めた事業となっており、現時点においては制度の見直しを考えておりません。佐々木委員の話にもございましたが、周知をしっかりとさせていただき、手続につながるような取組をまず行っていきたいと考えております。

中川委員長

山本委員。

山本委員

総務費111ページの総務費の中の総合戦略の推進事業についてお聞きします。これは、主要な施策の成果報告書では73ページになりますが、総合戦略の指標の達成状況については、総合戦略の5年の総括としてどうなっているのかお伺いします。

次に、歳出の公債費ですが、決算書248ページになります。公債費総額、実質公債費比率、将来負担比率については、健全化判断比率に書いてありますが、現状と今後の見通しについて、どう考えられているのかお伺いします。

次に、財産の件です。決算書256ページ、財政調整基金についてお伺いします。財政調整基金については、市が策定した財政運営指針において毎年積上げていくことで目標額を示しているわけですが、この目標額に対して現状はどうかと、目標額の達成の見通しについて、どうなのかを伺います。

中川委員長

橋本課長。

橋本企画課長

総合戦略の指標の達成状況についてですが、総合戦略においては、四つの基本目標ごとに数値目標を設定しております。まず、基本目標1、子どもを産み育てたいという希望を叶えるという目標になっておりますが、ここでは合計特殊出生率を目標数値として設定しており、計画策定時の基準値1.09に対して目標値を1.28としております。直近の合計特殊出生率が国から公表され、本市においては1.18となっており、計画策定時より0.09ポイント増加しておりますが、目標値には届いていない状況でございます。

次に、基本目標2、北広島市に新しい人の流れを作る内容ですが、社会動態を目標数値として設定しており、

計画策定時の社会減 92 名を目標値としては、社会増減をゼロ均衡とすると立てており、状況といたしましては、直近 5 年間の社会増減は社会増 22 人で目標値を達成している状況です。

次に、基本目標 3、時代に合った魅力的なまちをつくるという目標を立てている内容ですが、市民意識調査における生活環境の満足度を目標値として設定しており、計画策定時の基準値 77%に対して目標値を 80%としております。平成 30 年度に実施いたしました市民意識調査の結果、市民満足度は 75.4%となっており、基準値を下回る結果となっております。

最後に基本目標 4 ですが、企業と雇用を促進するという項目で市民意識調査における産業雇用の満足度を目標値として設定しております。計画策定時の基準値 53%に対して目標値を 60%とし、市民意識調査の結果、市民満足度は 58.8%となっており、若干目標値を下回っておりますが、基準値から増えた状況となっております。

中川委員長

佐藤課長。

佐藤財政課長

公債費と実質公債費比率、将来負担比率の現状についてですが、公債費については令和元年度の普通会計ベースで約 22 億 6,000 万円、平成 30 年度から約 8,000 万円の増ということで、こちらは新庁舎建設事業債の一部の償還が始まったことで大きく増加しています。

健全化判断比率ですが、実質公債費比率は 4.7%でプラス 0.6%の微増、将来負担比率については、91.6%で 1.7%の減となっております。

財政措置の今後の見通しについてですが、ボールパークやほかの大型事業の事業費の変動もありますので、現時点での大まかな見通しとはなりますが、公債費と公債費を基礎として算定する実質公債費比率につきましては、ボールパーク開業予定の令和 5 年度までに実施したインフラ整備に係る市債の償還が令和 8 年度ぐらいから本格化することで、令和 12 年度ぐらいまでは増加傾向が続くと考えております。

次に、将来負担比率につきましては、市債の残高を基礎として計算するものですが、インフラ整備に係る市債を借入れ、まだ償還が始まっていない状況となるボールパーク開業後の令和 6 年度ごろまでは増加傾向が続くと考えているところでございます。

次に、財政調整基金についてでございますが、平成 29 年度に策定した財政運営指針では、毎年 1 億 2,000 万円、5 年で 6 億円を積立て、基金全体では 37 億円を積立てることを長期的な目標としておりました。しかしながら、ボールパーク構想などの大型事業の実施や台風 21 号、北海道胆振東部地震に伴う災害復旧経費の発生、さらに、現在の新型コロナウイルス感染症による経済の停滞状況、また、これに対応する感染症対策事業の実施などを織り込んで考えると、現在の財政運営指針において設定した基金残高の目標達成につきましては、短期的には難しい状況にあると考えているところでございます。

中川委員長

山本委員。

山本委員

総合戦略についてですが、目標の達成で指標的に産業・雇用については、実態と離れているのではないかと思います。実際、子育ての問題で出生率がなかなか上がらないことや雇用については、特に今悪化してきている状況もあります。そういった意味で、これから総合戦略の問題についてどのように取り組んでいくつもりなのか伺います。

今後、総合戦略を続けていくと考えれば、来年度から始まる総合計画との関係はどのように考えていくのか。

総合計画については人口6万人にしていくということですが、人口ビジョン自体は5万4,000人ぐらいまで下がると見込まれ、いろいろな取組で食い止める状況です。全体の計画との整合性について、どのように考えていくのかお伺いします。

また、公債費の問題ですが、令和8年度から令和12年度くらいまで増加していくということで、財政的な問題として見通しはどう考えているのか、お聞きします。

財政調整基金については達成的にかなり厳しいということですが、災害や新型コロナの対策もありますので財政的には基金を積める状況ではないと理解します。そういった意味で、財政運営指針自体をどう考えていくのかが問われていくと思いますが、その点についての考え方を示していただきたいと思います。

中川委員長

橋本課長。

橋本企画課長

次期総合戦略の方向性につきましては、国の総合戦略におきまして第1期総合戦略で示した四つの基本目標を継承する形で第2期の策定が進められております。現在、総合戦略に位置付けます本市の取組、ポールパーク構想の推進、団地の活性化に向けた取組といったものは地域再生計画の認定を受けております。引き続き、国の交付金を活用した取組を進めていきたいと考えております。

また、企業版のふるさと納税を活用する計画の認定も受けておりますので、本市においても、現総合戦略を踏まえた継続した取組、そういった方向性をもって第2期作ってまいりたいと考えております。

また、人口ビジョンにつきましては、現在内容について精査しておりますが、総合計画における将来人口等も踏まえながら検討しているところでございます。

中川委員長

佐藤課長。

佐藤財政課長

公債費の関係ですが、早期健全化基準は実質公債費比率25%、将来負担比率が350%を超えると、早期健全化計画を作らなければならないということで、ピークの令和12年度であっても、この数値にははるかに及ばない低い数値になると思っておりますが、そうは言っても公債費が増えることは義務的経費が増えるということで、他の事業に使える費用を圧迫しますから、出来るだけ経費を抑えると同時に歳入で稼ぐことを考えていかなければならない。ポールパークの好影響もありますし、それ以外のふるさと寄附金の充実も考えて、実質公債費比率は分母が標準財政規模ですので、基準財政収入額と交付税の額を足した額ですから、この基準財政収入額を増やすことによっても率を下げることはできます。経費の節減と収入の確保という両面から考えなければいけないと思います。

次に、財政調整基金についてですが、委員のおっしゃるとおり今現状の目標達成は非常に厳しいと考えており、財政運営指針の目標額の修正も織り込まなければいけないと考えております。ただ、令和2年度には6月補正で執行残が見込まれる経費に関して、約2億5,000万円を財政調整基金に積む補正も行っていますので、目標達成は厳しいと言いながらも、目標に近づけるように今後も財政運営を行ってまいりたいと考えております。

中川委員長

山本委員。

山本委員

総合戦略の問題についてですが、特に雇用や子育て支援の問題を総合戦略の5年間の事業に乗せて予算化してきたのが今の市の取組内容です。今回は延長するということですが、総合戦略の5年間で切れると短期的な取組でやれるほど、雇用や出生の問題は上手くいくわけではないです。もっと長期的な観点から戦略的に取り組まなければならないですが、実際には総合戦略の細切れになった事業に取り組むので、元年度の事業も期限切れで止めている事業が非常に多いです。そういう意味では、取組がぶつ切りになって効果が出ないのではないかと思います。雇用の問題や人口を増やしていく問題については、総合計画の中できちんと取り組むべきだと考えますので、総合戦略と総合計画の関係について、もう少し見直しをするべきではないかと考えますが、見解を伺います。

中川委員長

佐藤課長。

佐藤総合計画課長

来年度から始まります第6次総合計画では、取組の重点として人口増加を重点的なプロジェクトとして進めていく予定としております。そのためには、今委員おっしゃられた子育てもそうですし、雇用環境も含めて総合的に取り組んでいかなければならないものと考えております。

また、総合戦略につきましては、国で2期目ということでの方向性が示され、それを見ながら総合戦略を策定しているところもあります。ですので、国の方向と市が進めていく方向のバランスを取りながら総合計画と総合戦略を上手く進めていきたいと考えております。

中川委員長

以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

以上で、総務費のうち総務管理費の財政管理費、会計管理費、契約管理費、企画費の住替え支援事業、空き家流動化促進事業、子育て世代マイホーム購入サポート事業、リユース住宅活用サポート事業を除く企画総務費、都市計画調査費、広報費、交通対策費のうち、生活バス路線確保対策事業、バス等利用支援事業、統計調査費、公債費、諸支出金、予備費、実質収支に関する調書、財産に関する調書の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時40分 休憩

午後1時41分 再開

藤田副委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、総務費のうち、総務管理費の防衛関係経費を除く一般管理費、文書費、施設管理費、車両管理費、職員研修費、職員福利厚生費、公平委員会費、情報管理費、情報化推進費、徴税费、選挙費、監査委員費、職員費の質疑を行います。

ご発言の方は、挙手をお願いします。

小田島委員。

小田島委員

1点目ですが、職員研修事業で決算書97ページ、主要な施策の成果報告書72ページです。職員研修は、職員のスキルアップ、意識改革も含めて重要な事業だと思っております。この研修を実施したことよっての職員意識の改革など、全体的な評価についてどのように捉えているのかお聞きします。

2点目ですが、職員の過重労働防止対策です。決算書248ページ、249ページでございますが、過重労働、時間外勤務の縮減についてでございます。先に縮減に向けての基本方針を市で策定しており、それに向けて実践されていると思います。実践と効果について、一つは、時間外勤務の実態はどうなっているのか、月45時間以内、年間360時間以内を一つの目標としていますから、これに対するコンプライアンスを含めて、実績はどのようになってきているのか。特に過労死の基準、月80時間以上は過労死ラインということで、企業も含めて厳しい対応を迫られてきている状況ですから、北広島市の状況をどのように押さえてどのように対策をしてこられたのか伺います。

安全衛生委員会は、労使で委員を選出して年1回か2回行われていると思います。協議状況がどうなされてきているのか、協議の内容も含めて伺います。

それから、健康管理対策で勤務時間の実績一覧を資料要求させていただきました。健康管理対策的に産業医の指導状況、産業医が指導する基準、状況、結果はどのようになってきているのか伺います。

もう一つ、一般職員については時間外勤務をある程度把握されていると思いますが、管理職の時間外勤務の実態の把握も極めて重要だと思います。管理職も過労死ラインは一定の基準では当てはまってしまうことになっていくことになっていくと思っておりますから、どのように把握しているのか。いろいろ聞きますと、土日も含め職員と一緒に課長職も出てきている。その実態は、十分に把握されていると思いますが、把握状態について伺います。

藤田副委員長

奥山職員課長。

奥山職員課長

まず、研修事業における職員の意識改革の取組につきましては、これまで本市の人材育成基本方針に基づき、自己啓発や職場支援のための研修など大きな四つの分類により、様々な具体的取組を実施して意識改革に努めてきているところです。研修については、自己啓発研修、職場支援、市独自研修、派遣といった四つになりますが、令和元年度、延べ1,338名の参加をいただき、一定の効果が上がっているものと考えてございます。今後も市民サービスの充実強化のために時代のニーズに合わせた研修を実施するなどして、意識改革の向上に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、職員給与費の時間外についてでございますが、令和元年度の一般会計における時間外勤務の時間数については、前年と比べて5,904時間増の述べ8万1,987時間であり、一人当たり13時間の増加となっております。前年と比べ増となった要因につきましては、ボールパーク関連事業が本格的に始まったこと、新型コロナウイルス感染症による学校休業に伴う教育委員会における各種事務対応及び経済部を中心とした各種経済生活支援対策、統一地方選挙、休日の日数が前年度と比べ5日間増加したことにより、消防のシフト勤務において休日勤務となる時間が増加したことなどによるものでございます。対策についてでございますが、委員のおっしゃるとおり、時間外勤務の縮減につきましては、平成14年度から時間外勤務の縮減及び適正管理方針を定め推進してきており、毎年時間外勤務の縮減及び適正管理を指示しているところでございます。今後につきましても、管理職を中心に業務の見直しによる効率化を進めるとともに、担当業務の割振り等により、計画的事務の執行、事務の適正配分を行い、事務量の均衡を図ることで時間外勤務の縮減に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、安全衛生委員会につきましては現在、総括安全衛生管理者である委員長を総務部長とし、産業医、課長職の安全管理者4名、保健師の衛生管理者2名、職員組合推薦の委員6名の計14名で設置しております。時間外

勤務の関係につきましては、事務局である我々職員課から時間外勤務の実施状況を報告いたしまして、協議をいただいている状況でございます。

次に、産業医には令和元年度の関係ですと全体で194件の面談等を行ってございまして、そのうち33件が長時間労働という形の面談となっております。産業医からは、時間外勤務の縮減に取り組むように見解をいただいているところでございます。

続きまして、管理職の関係につきましては、管理監督者ということで業務していただいているということで、職員課として可能な限り業務形態は管理職に関しても把握してございますが、詳細については管理職が責任を持って業務を遂行されていると考えてございます。

藤田副委員長

小田島委員。

小田島委員

職員研修事業で1,338名、いろいろなジャンルの研修がありましたが、特に仕事のやり方、働き方改革を含めた研修で言うと、二つくらいあるのかと思います。いただいた研修計画の実施結果を見てみると、例えば、時間管理研修、人事評価研修、被評価者ですから自分に対する研修なども行われていて、時間管理の仕方を理解して、効率的に仕事の優先順位を決め組み立ててできる職員を要請するとか、人事評価制度の目的や目標管理手法の理解を深めて、自分の仕事の意識と目標を明確に把握し、能力やモチベーションを向上させるといった研修が大きな専門研修ではなくて、意識改革を一般的に求めていく研修になるのかと思いますが、この受講が31人、二つの人事評価が55人と出てきています。本当にこれで十分だったのかどうかということもあると思います。特に、時間外管理研修は各部署の代表職員が31人出ていますが、これは代表して研修を受けて、その部分を例えばスタッフの皆さんに伝達講習をするだとか、意識を下に広げていくような取組をなされているのかどうか。伝達する機会があったのかどうか、これは必須なのかどうかをお伺いします。

それと、時間外の一覧をもらって産業医との関係もお話がありましたが、年間の最高時間外が860時間ぐらいの人がいました。これは、前々から比べて1,000時間の人もいましたから、大分縮減にはなってきておりますが、360時間を超えている方が45、6名いらっしゃいます。多くは、400時間、500時間のところに含まれていますが、月45時間、年間360時間はベースですから、これを超えないような対策が必要だと思います。鋭意努力をしていますが、そういう状況ではない。答弁にあったポールパーク関連では、施設課の皆さんは最悪だと思います。12か月、45時間以上の方が結構いらっしゃいます。805時間、772時間、734時間、451時間と毎月アップして、産業医と話してきちっと縮減に向けて取り組みなさいと言われて、どのように取り組んだのでしょうか。そういったところも含めて、コロナだとかポールパーク関連、時限的な形で対応しなければならないのは分かりますが、時限なら、きちんと人を配置しないと駄目です。時限だから、何百時間でも我慢しろというのはおかしい話だと思います。その考え方をまずお聞きしたいと思います。

藤田副委員長

奥山課長。

奥山職員課長

研修事業の関係ですが、委員のおっしゃるとおり、職員研修は職員の意識改革の取組に非常に重要だと考えてございます。時間管理研修あるいは人事評価研修にそれぞれ取り組んでおりますが、日中の常業務がある中で計画的に研修に取り組まなければならないこともございます。委員ご指摘のように、時間外勤務が発生してはいけないという考え方もございます。今後も研修を大事にして定期的な職員研修の環境を整えていきたいと考えてござ

ざいます。

次に、時間外の関係でございますが、ご指摘の時間数を超えている部分につきましては、近年、ボールパークの関係で本格的事業が始まり、突発的な業務も年々いろいろな災害等もある中で発生しております。そういった部署については、基本的に市で他律的な部署または、特例業務という形で時間外勤務の命令を所属長が行っている状況でございます。職員の健康管理は非常に大事だと思っておりますので、なかなか縮減に向かわない状況もございますけれども、担当課としては今後も健康管理に配慮しながら縮減の対策を実施してまいりたいと考えてございます。

藤田副委員長

小田島委員。

小田島委員

意気込みは分かるのですが、具体的にはどうやって対応するのですか。時限があれば、その部分だけ我慢すればあとはなくなりますから、2年間は我慢してくださいというのは非常に不合理だと思います。ですから、それをなくすため、月45時間、年間360時間のペースは超えないようにするとしたら、どういう対処法があるのかということだと思います。命令をかけないことが第一だと思います。命令をかけないでやるためには、短期的に人を配置するなどしながらしのぐしかない。それは分かっているけれども、やれないとして、その対策をねぐるのには非常にまずいと思います。過労死対策、皆、元気だからいいですが、産業医もそういった状況があるのなら、きちんと休ませる産業医の感覚、指導をしっかりと受け止めて対策をしなければ、絵に描いた餅の域しかないと思います。再度伺いますが、この辺りの対策、人的な配置や業務量の縮減は、とりわけ今の企画関係や教育委員会、土木事務所も少し多い気がします。やるなどは言っていません。基準を守って行うのが行政でコンプライアンス、法令順守です。それが最大の使命だと思いますので、その観点から、今後、どのように行っていくのかお伺いします。

藤田副委員長

中屋総務部長。

中屋総務部長

時間外の縮減については、臨時的、突発的な部分、休日のイベント等もあり、必ずしもゼロにならないのが実態です。ボールパークの関連につきましては期限的に決められている中で、なおかつ、今まで行政側が経験したことのないような特殊な業務を担っていただいていることで、残業がなかなか減らない部分になっています。お話にありました、産業医からのいろいろなご指摘も含めながら管理者の業務管理、業務スケジュール的な管理も含めて徹底させる部分と来年度につきましては、人員的にも配慮した中で来年度の組織、人員配置等を検討しておりますので、その辺りについても考えていきたいと思っております。

藤田副委員長

3回、終わりましたが留保ですか。

いいですか。

ほかに、質問のある方。

人見委員。

人見委員

小田島委員の質問に関連した質問をいたします。やはり、所属部署により時間外勤務時間数の格差が非常に大き過ぎて、残業時間の改善が出来ていないのが実態だと思います。昨年度、最大 860 時間という残業時間ですと月 72 時間。土日を除いてですが、一日に直すと 3 時間以上の残業を毎日している状況です。実態は分かりますが、健康問題、そして命の問題にもつながると思います。そのために、マンパワーを増やす。例えば、職員の配置をもう一度見直すなど、職員の形態が正職員か任用職員なのかはありますが、適宜そのような形で順応できる体制を作っておくことが必要だと思いますがお尋ねします。

藤田副委員長

奥山課長。

奥山職員課長

組織体制につきましては、効率的な行財政運営を目指して適正な配置に努めております。毎年、人員や事務事業の状況等について各部局とヒアリングを実施し、人員配置を決定しているところでありますが、突発的な業務や期間を区切り集中して行う業務もありますことから、なかなか減らない状況でございます。ご指摘の部分につきましては、さらにいろいろな角度から業務の効率化等を図り縮減に努めたいと考えてございます。

藤田副委員長

人見委員。

人見委員

確かに、時間外労働がなかなか減らない。もちろんこれは事情がある。それも、十分承知しております。ただ、ほかのまちでもこういったことで過労死などが現実起こっています。そうなってからでは遅いので、市役所職員の健康と命を守るためにも対策をもっと広げていくべきではないかと思っておりますので、要望としてお願いいたします。

藤田副委員長

ほかに、質問のある方。

永井委員。

永井委員

先ほど、課長から残業時間が前年比で 5,904 時間増加しているとお答えがありました。総務部の運営方針の振り返りの中では、前年度から 6,670 時間増加とあります。この違いは、どういうことなのか伺います。

藤田副委員長

奥山課長。

奥山職員課長

委員がおっしゃっているものは、4月20日の適正管理の文書等の時間だと考えておりますが、その当時は六千何がしという数字がありました。その後、精査し実際には 5,904 時間の増と今回整理させていただいたものでございます。

藤田副委員長

永井委員。

永井委員

どちらにしても、勤務外時間が増えています。毎年、私どもから言っていますが、市からいただいた資料を読みますと、会計年度任用職員も人数的に年々増加傾向が見られます。会計年度任用職員の負担もきちんと考えるべきではないかと思えますので、ボールパークなど単発の事業が今ありますけれども、そのような中で会計年度任用職員の正職員化も念頭に置いていただければと思いますがいかがでしょうか。

藤田副委員長

奥山課長。

奥山職員課長

ご指摘はいろいろございますが、人員の配置につきましては、市民サービスの低下もままならない中で市の財政状況や人口動態、将来の業務上あるいは職員の年齢構成等の観点から配置していかなければなりませんので、職員担当としましては今後もヒアリング等を丁寧に十分行い、必要な人員を配置してまいりたいと考えてございます。

藤田副委員長

ほかに、質問のある方。

山本委員。

山本委員

決算書 93 ページ、総務費の施設管理費ですが、一般管理費から 307 万円程度の賃金等が流用されていますけれども具体的な理由をお示してください。

二つ目は、総務費の選挙費です。この時に議会選挙等が行われていると思いますが、期日前投票所の一つに、エルフィンパークの投票所も設置されたとなっております。この期日前投票所の経費と特にエルフィンパークの投票所の設置の効果についてどう考えられているのか。それを踏まえて、時期はまだ分かりませんが、来年には衆議院議員が任期満了で必ず選挙が行われますので、総選挙実施への取組について課題となることも含めて、どう考えられているのかお示しいただきたいと思えます。

次に、歳出の職員費、248 ページですが、小田島委員と人見委員、永井委員からも指摘されましたが、時間外労働の問題です。これは、重複する質問については省きたいと思えますけれども、私どもの資料で3年間の上位10名の時間外超過勤務をしている職員の業務内容を見ますと傾向が二つあります。一つは、常にイベント的な問題などが単発的にあり、業務が非常に増えている。もう一つは、ボールパークの問題だけではなく、通常業務の中でも時間外が非常に増えている。この問題についてですが、先ほどからの答弁を聞いていますと、縮減に向けて頑張るということで人員の配置も考えるという話でした。単なるボールパークだけではなく、全体的に業務量が増えてきている中で、人員の配置が圧倒的に少ないのではないかと考えています。そういう意味で、人員配置の問題は非常に大きいのですが、もう一つは、残業時間を放置している管理体制が大きな問題だと思います。こうした残業時間がずっと増えているのにも関わらず、業務の見直しやグループ、部内で人のやりくりをすとか、残業をさせないための取組を管理職が率先して行うところが欠けているのではないかと考えています。そういう意味で、管理職に対する時間外勤務体制の対策がどうなっているのかお聞きします。

藤田副委員長

奥山課長。

奥山職員課長

1 点目の流用の関係です。職員課所管部分の令和元年度一般管理費から施設管理費への流用につきましては、若葉町にあります職員住宅及び教職員住宅の給湯暖房の熱供給契約に基づく空室補填料の支払いのための流用となっております。職員住宅及び教員住宅の3棟70戸につきましては、冬期間の暖房を集中暖房としており、民間業者との熱供給契約において入居率が85%を下回った場合、85%までの空室に係る基本料と暖房料を市が負担する契約としております。入居率が令和元年度65%となっております、補填する必要が生じたところでございます。

次に、職員費の時間外について、管理職の責務ということでございますが、これまでご答弁申し上げた内容に加え、時間外勤務等を命令する権限は各所属長にありますことから、時間外勤務命令を発するに当たっては、自己の権限に基づいて行われていること及び、その命令の結果に対する責任を自覚し、市にやむを得ない場合に限り時間外勤務命令をすることで指示しているところでございます。今後につきましても、管理職のマネジメントによって業務の見直しや効率化を進めるとともに、担当業務の割振り等により、計画的な事務の執行、事務の適正配分を行いまして事務量の均衡を図ることで縮減に努めてまいりたいと考えてございます。

奥山職員課長

杉山選挙管理委員会事務局次長。

杉山選挙管理委員会事務局次長

施設管理費の流用のうち、報酬から流用しました1万5,000円の総務課所管分についてお答え申し上げます。令和元年10月にJR北海道の運賃が増額改定され、非常勤職員である庁舎車両管理員の通勤手当に不足を生じましたことから流用を行ったものです。

続きまして、期日前投票所の経費及びエルフィンパークにおける投票所設置の効果についてお答え申し上げます。まず、経費についてであります。昨年7月の参議院議員通常選挙におきまして、常設で開設しておりました市役所の期日前投票所は1日当たり7万1,000円、出先において開設しておりました、期日前投票所の経費は1日当たり約6万円となっており、内訳につきましては投票立会人、投票管理者、臨時職員の人件費となっております。違いにつきましては、投票時間が異なることによるものであります。

また、エルフィンパーク交流広場の期日前投票所の経費につきましては、人件費に加えパーティション等の借り上げ、システム設定などの費用が必要となったことから、2日間で合わせて38万5,000円となっております。

次に、エルフィンパーク投票所の増設による効果についてであります。2日間で1,164名の投票者がいらっしやいました。近隣投票区の期日前投票率が増加したところであり、多くの方の往来がある駅利用者に対する利便性の向上や啓発に一定の効果はあったものと考えております。

また、投票者を対象としたアンケート結果では、通りがかりで期日前投票所の設置を知った方や期日前投票所がなければ、投票しなかったと答えた方の割合が比較的投票率が低い傾向にある40歳代以下が多かったことから、投票率が低い世代の方に対する効果も一定程度現れたものと考えております。しかしながら、参議院選挙の投票率につきましては、平成28年の参議院選挙と比べ、2.46ポイントの減となったところであり、全体の投票率は依然として低下傾向にあります。また、地区や世代により投票率に差が生じている状況は依然として続いております。期日前投票につきましては、当日の投票区に関わらず投票が可能であること、また、昨今の情勢から当日投票よりも投票者数が少なく、感染症対策にも寄与することなども踏まえながら、引き続き投票率の向上に向けた啓発や有権者の利便性向上について調査研究をしてみたいと考えております。

藤田副委員長

山本委員。

山本委員

施設管理費の理由に関してですが、職員住宅の入居率が65%という状況について、どのような対応をしていくのがあると思います。暖房費に関しては、集中管理なので入っても入らなくてもかかる状況の中、この職員住宅の活用について対応を作っていく必要があると思いますし、若い人はなかなか公宅に入ってもらえない状況もあるかもしれませんが、設置した公宅にきちんと入っていただく対応も考えていかなければならないのではないかと思います。考え方についてお示しいただきたいと思います。

次に、選挙費についてですが、投票率がなかなか上がらないのは北広島だけではなく全国的な傾向にある中で、北広島だけ努力が足りないということではないと思いますが、期日前投票についても各会館で1日、大曲は複数になっていますが、エルフィンパークだけではなく、これをもっと延ばしていく対応も必要ではないかと思えます。さらには、全体に投票率を上げる方法として、期日前投票だけではなく違うことも考えていく必要があると思えます。その辺りの調査研究をするということですが、内容について何かあればお聞かせ願いたいと思います。

それから、時間外手当で管理職の問題ですけれども、私が以前いた職場では、時間外勤務を相当数させている管理職については、人事当局が呼び出して直接指導していました。人事考査も含めて、自分の部下の働き方の内容をきちんとマネジメントすることも管理職の能力の一つですので、単に皆で時間外勤務をやめようということだけではなく、具体的な指導体制も作っていく必要があると思います。小田島委員からも、管理職の過重労働の問題もありましたが、全体として上司が部下に対するきちんとした労働のマネジメントを行っていく。究極に言えば、市長自体が全体の労働管理を担っていくことが必要だと思えます。そういう意味で、管理職に対するマネジメントの強化を考えていくべきだと思いますが、考え方をお示しいただきたいと思います。

藤田副委員長

奥山課長。

奥山職員課長

職員住宅の関係でございますが、入居率の向上につきましては、新任職員の情報提供や見学、庁内システムでの周知等にこれまでも取り組んでいるところでありますが、委員のおっしゃるとおり民間業者の提供する市役所周辺の賃貸物件が増加しており、新規入居者の獲得がなかなか難しい状況と考えております。今後につきましても、継続してこのような活動を行っていくとともに、リフォームの関係で一時的に家を空けるような職員についての新たな需要なども探りながら入居率の向上に努めたいと考えてございます。

次に、時間外の関係は繰り返しになりますけれども、時間外勤務命令につきましては所属長に権限がございまして、自己の権限に基づいて行われていること及び、その命令の結果に対する責任を自覚し、市にやむを得ない場合に限り時間外勤務命令を行うことで指示をしているところでございます。今後につきましても、管理職のマネジメントによって業務の見直し、効率化を進めるとともに、担当業務の割振り等によって縮減するように指示をしていきたいと考えてございます。

藤田副委員長

杉山次長。

杉山選挙管理委員会事務局次長

期日前投票所の増設についてであります。現在、パソコン等で期日前投票所を同時に2か所しかできない状

況になっております。また、選挙によって期日前投票所の期間等も変わってくるところでありますが、これまでの投票率が減少している状況、また、大曲会館を増設したにも関わらず投票率があまり増えなかったこと等を含めまして今後、選挙管理委員会とも協議をしながら期日前投票所の在り方について検討していきたいと考えております。

また、啓発につきましても、例えば他市では18歳に到達した方に選挙人名簿に登録されたことをお知らせする取組を行っているところもありますので、このようなことを参考にしながら啓発方法について、調査研究してまいりたいと考えております。

藤田副委員長

ほかに、質問ある方。

鶴谷委員。

鶴谷委員

新庁舎における省エネの取組、省エネの状況についてですが、この新庁舎はとても快適になり皆さん執務に当たられていると思います。移転してから3年ほどが経過しましたので、省エネの効果やCO₂削減も掲げていたと思いますが、達成度についてもどのような状況か伺います。

次に、ファイリングシステムについてですが、庁舎建設とともに導入されてきているということで、一番は事務の効率向上だと思えますけれども、効率向上も含めたほかにも成果があれば伺います。

藤田副委員長

杉山総務課長。

杉山総務課長

市庁舎におきましては、省エネ設備として主に太陽光発電と地中熱ヒートポンプを採用しているところです。平成29年度から令和元年度まで3年間の省エネ効果につきましては、太陽光発電により8万1,523キロワットアワーを発電しております。また、地中熱ヒートポンプにより、16万5,626キロワットアワーの電気使用量を削減したところであります。これにより、電気料金に換算いたしますと約490万円、CO₂に換算いたしますと、約166トンのCO₂削減効果があったところであります。見込みにつきましては、ヒートポンプにつきましては年間32トンのCO₂削減を見込んでいたところであり、ほぼ同様の削減ができたところでございます。

藤田副委員長

若澤行政管理課長。

若澤行政管理課長

ファイリングシステムにつきましては、新庁舎の建設に伴い、平成29年度から本格的な運用を行っておりますが、本システムの導入に当たり、従来から使用しておりましたバインダーに代わり個別フォルダを使用することとし、また、ファイリングシステム専用のキャビネットを全庁的に配備することで、一定の場所で省スペース化による一元的な管理が可能となりました。

また、本システムは文書整理とともに職場環境の改善を行うことも大きな目的の一つでありまして、新庁舎の建設により、文書管理体制以外にも職場環境が改善され、職員が働きやすく来庁者も訪れて気持ちの良い職場環境づくりにつながっているものと考えております。

さらに、既に導入済であります文書管理システムとの連携や保存文書保管スペースの整理と連動することによ

り、保存文書の所在検索が容易になり、情報公開等への迅速で適切な対応が容易になるなどの効果が表れております。また、導入後の維持管理状況の確認として昨年度からは自己点検により、自らが状況を把握し問題解決を行うこととしておりまして、今後とも精度ある運用を図ることとしております。

藤田副委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

省エネの取組の効果について説明を伺いました。ヒートポンプやソーラーパネルなど各設備がありますけれども維持経費についてはどのようにになっているのか、現在と今後も含めて教えてください。

ファイリングシステムについてですが、導入当初はシステムに関わる使い方などの研修を、外部講師を招いて行っていたと思います。現在、また今後は研修経費等の発生はあるのか確認いたします。

藤田副委員長

杉山課長。

杉山総務課長

設備の維持経費と今後についてでございますが、太陽光パネルにつきましては、法定耐用年数17年とされております。また、ヒートポンプシステムにつきましては、法定耐用年数が本体は15年、地中に埋められた熱交換器につきましては、業者に確認したところ50年以上と伺っております。

また、維持経費につきましては、今定期的なメンテナンスは業者と相談の上、不要となっておりますが、何かあった場合はスポット的に対応することしております。今後の経費につきましては、これらの設備に限らず庁舎内には様々な施設がありますので、公共施設等個別施設計画等に基づいて計画的に取り進めてまいりたいと考えております。

藤田副委員長

若澤課長。

若澤行政管理課長

ファイリングシステムについてですが、本格導入から3年が経過し利用方法等の精度等も上がってきております。また、自らが状況を把握し問題解決を行う姿勢が重要であるとも考えますことから、外部委託による指導などは行わず、今後につきましても行政管理課が指定する自己点検票などにより、定期的に自己点検と評価を行い、その評価結果によっては、行政管理課による点検や指導を実施するなど、精度ある運用を図ってまいりたいと考えております。

藤田副委員長

以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに、ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

以上で、総務費のうち、総務管理費の防衛関係経費を除く一般管理費、文書費、施設管理費、車両管理費、職員研修費、職員福利厚生費、厚生委員会費、情報管理費、情報化推進費、徴税費、選挙費、監査委員費、職員費の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時29分 休憩

午後2時30分 再開

藤田副委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、総務費のうち、総務管理費の一般管理費の防災関係経費、まちづくり構想策定事業を除く防災費、民生費のうち災害救助費、災害復旧費の質疑を行います。

質問のある方は、挙手を願います。

小田島委員。

小田島委員

決算書101ページ、主要な施策の報告書48ページです。防災資機材整備事業についてでございます。令和元年度の資機材全体の数量と配置先はどのようになっているのでしょうか。また、分散備蓄などもされていると思いますが、それに係る対応はどのようになっているのかお伺いいたします。

もう1点、福祉避難所に係る防災資機材整備も計画的に行われてきていると思いますが、これら令和元年度の対応と資機材整備は何年かにわたっていたと思いますので、現在はどのようになっているのかお聞きします。

それから、乾パンだとか食料品、水もそうですが、賞味期限切れの更新がどのような形で行われてきているのかお伺いいたします。

藤田副委員長

荒川危機管理課長。

荒川危機管理課長

まず、防災資機材の数量、配置先等についてであります。防災センター、広葉交流センターいこよ、大曲備蓄庫、北広島団地地域サポートセンターともに、これら4か所を備蓄庫としております。主な備蓄品としましては、発電機、投光器、毛布、段ボールベッドをはじめとする主要な資機材の大半。また、アルファ化米などの食糧品の備蓄をしております。また、総合体育館、西の里会館、農民研修センター、東部小学校の4か所にカスケードの備蓄物置を設置しておりまして、毛布などの避難所開設時に必要となる必要最小限の資器材を備蓄しているところであります。

次に、福祉避難所に係る備蓄の状況についてであります。市内の福祉避難所につきましては毎年50万円ずつ3か年をかけて必要な資材を備蓄することとしております。備蓄する資材の種類につきましては、各施設にお任せしているところであります。既に主たる福祉避難所の資機材の備蓄は平成28年度から平成30年度の3か年で終えておりますが、西の里地区にございます、リハビリ・クリーナーズにつきましては、事業を始めました平成28年度時点で福祉避難所としての指定をしていなかったことから、現在、令和元年度から3か年かけて備蓄を進めているところであります。ちなみに、令和元年度にリハビリ・クリーナーズでは、携帯電話用発電機、充電器、ラジオ、ストーブ、投光器などを購入したところであります。

次に、賞味期限切れの更新状況についてでございます。令和元年度は、アルファ化米2,850食、缶入りパン960食が消費期限を迎えたため、期限が超過する前に防災教室等の場におきまして、参加者の方々に配布したところであります。補充につきましては、1,500食のアルファ化米と1,488食の缶入りパンを購入したほか、協定締結企業から500食の缶入りパンを備蓄用にご提供いただいたところであります。

藤田副委員長

小田島委員。

小田島委員

計画的に防災資機材が整備されていると分かりました。例えば、食糧等の備蓄で防災訓練や防災教室に使われていると思いますが、全量が使われている状況なのでしょうか。例えば、今、貧困生活者に対する食堂に提供するだとか、もう少し違った方向で公共的な活動のところに提供するなどもありますが、今後、これらの更新については、そういったところにも目のいくような活用の仕方を考えていただければありがたいと思います。

あと、防災資機材全体の部分を一覧で分かる形でホームページに載っていたかどうかを確認させていただきたいと思います。

藤田副委員長

荒川課長。

荒川危機管理課長

まず、賞味期限切れの食料品についてでございますが、有用な利用方法につきましては、今後とも検討を進めてまいりたいと思います。ただ、賞味期限が切れる時点がそれぞれに異なりますことから、コンスタントに供給できる体制が整わないところであり、他市町村の事例などにつきましても調査研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、防災資機材の内容の公表についてでございますが、主たる品目につきましては、市のホームページで公表しておりますが、それらがどこの場所に保管されているかまでは現時点では公表していないところでございます。防災資機材につきましては、訓練等におきまして保管場所が変わりますことから、一つ一つの単位で公表することは難しいところではありますが、主にどこにどのような物があるかを市民の皆さまに公表していくことにつきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

藤田副委員長

小田島委員。

小田島委員

ぜひ、よろしく願いいたします。今、聞きますと資機材の中でも発電機や携帯充電器の需要が非常に高いと思います。それらの日々のメンテナンス、きちっとエンジンがかかるのかどうかの計画は定期的に誰かがやることに決めていると思いますが、その実施はどのような形で行われているのか最後にお聞きしたいと思います。

藤田副委員長

荒川課長。

荒川危機管理課長

防災資機材のうち、発電機などの定期的なメンテナンスが必要なものにつきましては、最低月1回以上、試運転を行い、オイル交換等の必要な措置を施しているところでございます。

藤田副委員長

ほかに、質問のある方。

山本委員。

山本委員

自主防災組織育成事業ですが、元々、市としてどれくらい育成していこうとしているのか、達成状況はどのようなのか、こういった取組を行ってきたのかお聞かせ願います。

自主防災資機材整備事業につきましては、小田島委員から整備状況と公表について質問がありましたので、私からは資器材の整備に当たっての考え方ですけれども、今新型コロナの関係での対応はいろいろされてきていると考えておりますが、今大きいのは、男女共同参画や要配慮者の視点から施設の備蓄なども考えていかなければならないということで、アレルギー除去食や紙おむつ関係の資材も整備する自治体が増えてきています。これについて、整備状況等はどうなっているのか、今後の考え方についてお聞かせ願いたいと思います。

藤田副委員長

荒川課長。

荒川危機管理課長

まず、自主防災組織育成事業についてであります。具体的な数値目標の設定はございませんが、活動カバー率につきまして、増加を目標としているところでございます。ちなみに、令和元年度につきましては、2 団体が新たに自主防災組織を結成しており、対して1 団体が廃止してございます。この結果、令和2年4月1日現在、97 団体が自主防災組織を結成しております。その活動カバー率は80.6%となっております。

次に、防災資機材整備事業についてであります。まず、アレルギー対応食につきましては、現在、備蓄しておりますアルファ化米につきまして、平成29年度ないし平成30年度から切替えを始めておりまして、来年度中には、全ての食品がアレルギー対応食となる見込みでございます。今後の購入品につきまして、ハラール対応の商品が手に入るかどうかにつきましても、現在、再検討しているところであります。

次に、備蓄品の品目についてでございますが、毎年1回、市の防災備蓄の計画の見直しを行いまして、消費期限が超過するものにつきましての入替え、また、その時々において想定されます、例えば、胆振東部地震であれば停電対応ですとか、現在であれば、感染症対応、そういった品目の備蓄につきまして検討し、その時々で必要と思われる品目を決定しているところでございます。

藤田副委員長

山本委員。

山本委員

まず、自主防災組織は団体とカバー率という二つの指標があると思いますが、全体100%カバーすることになるとおおむねどういう計画見込みのようなものがあるのかお聞かせ願いたいと思います。

防災機材については、2年に1回、入替えするときに様々な考えで整備計画を立てていくということですが、ぜひ、男女共同参画とかの先進事例などを考えて取入れていただきたいと思います。

藤田副委員長

荒川課長。

荒川危機管理課長

自主防災組織の指標となります活動カバー率の考え方についてでございますが、国の消防庁からお示されて

いるところであります。結成団体数によるものではなく自主防災組織が活動範囲としている地域に所在する全世帯数、少し分かりにくいのですが、仮にある町内会の中に加入していない集合住宅があったとしても、その町内会がカバーする範囲内にアパート等が所在する場合は、そこに居住されている世帯の方につきましても共助によってカバーされているという考え方でございます。最終的には100%となることが望ましいとは考えられませんが、今現在、北広島市の活動カバー率が全道平均でございます60.5%、石狩管内の67.1%を上回っておりますことから、数値での目標は設定していないところでございます。

今現在、自主防災組織を結成していない団体につきましても、例えば、団体世帯数が10世帯未満の町内会であるとか企業の社員寮の自治体などもございますので、100%を目標とはしていないところでありますが、今後につきましても、結成団体が増加していくよう努めてまいりたいと考えております。

藤田副委員長

山本委員。

山本委員

団体育成のカバー率ですとか数の問題について質問したのですけれども、もう一つは、質の問題と言いますか活動内容です。平均よりも良いということで増やしていく必要があると思いますが、問題は自主防災組織を作った良かったと住民に思っていたく、あそこで作っているけれども、うちも作ろうかと思っていたくためには、自主防災組織自体がもっと目に見える形で活動をしていく必要があると思います。そういう意味で、自主防災組織の活動の活発化と言いますか、支援を進めていく必要があると思いますが、その点についての考え方はどうなのか伺います。

藤田副委員長

荒川課長。

荒川危機管理課長

現在市では、自主防災組織等を対象としまして防災活動、防災資機材の購入などに対し補助金を交付しております、奨励型の補助金となろうかと思えます。また、このほかに災害時に使用します資機材の貸与も無償で行っているところであります。

自主防災組織の結成につきましては、新たに組織を立ち上げなければならないと考えられている自治体も多いところですが、消防庁の指針によりますと現在構成されております町内会の中に町内会員同士の同意に基づく防災対応が示されていれば、それは自主防災組織とみなしても構わないと示されてございます。これらの情報につきまして、まだ市内の皆様には十分浸透しているとは言えないところでございますので、こういった有用な情報につきまして、今後とも市で積極的な発信に努めてまいりたいと考えております。

藤田副委員長

ほかに、質問のある方。

鶴谷委員。

鶴谷委員

防災訓練事業、決算書101ページ、成果に関する報告書48ページです。防災訓練を毎年行っていますが、その中で障がい者の当事者やご家族の方々が訓練に参加している実態についてどのようになっているか伺います。

藤田副委員長

荒川課長。

荒川危機管理課長

防災訓練事業についてでございますが、現状では、特に障がい者の方に特化して訓練の参加を促していないことや、訓練参加者に障がい者であるかどうかの聞き取りをしていないことから、正確には把握していないところでございますが、出前講座として実施しております防災教室において、障がい者の方が参加している事例がございます。

藤田副委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

障がいをお持ちの方とご家族の方と話す機会の中で、災害時の対応について、北海道胆振東部地震もありましたので、どう避難所に行くことができるのか、避難所に行ったとき自分たちはどう身を置くことができるのかなどをご存知ではない状況があり、知りたいという声を、私が聞いたのは何人かですが、知っていれば安心して備えることができるのではないかと考えます。今後の訓練の開催に向けて、当事者の方たちの参加について検討していただきたいと思いますが、必要性についての見解を伺います。

藤田副委員長

荒川課長。

荒川危機管理課長

これまで市では、被災者の方が避難所に到着した時点以降を想定した避難所開設運営訓練や災害現場におきます水防工法等の訓練を実施してきたところであります。災害時に障がい者の方をご自宅から避難所まで誘導する訓練の実施につきましては、今の時点では想定をしていなかったところでございますが、避難所内において障がい者の方を対象とした誘導や声かけといった内容につきまして必要性があると思われまますので、今後の訓練に取り入れていくことができないか検討してまいりたいと考えております。

藤田副委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

訓練の検討に当たって手法は様々考えられると思いますが、障がいをお持ちの方やご家族のボランティア団体やサークルで活動されている団体もありますので、福祉部局とも情報を確認しながら当事者たちの意向をまず確認した上で、どのようなことが実施できるかを早めに検討していただきたいことを要望したいと思います。

藤田副委員長

ほかに、質問のある方。

それでは、委員長を交代いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時52分 休憩

午後2時52分 再開

中川委員長

休憩を解き、再開いたします。

ほかに、ございませんか。

藤田委員。

藤田委員

防災経費99ページ、自衛隊の砲撃音による住宅防音工事の実施。輪厚地域を指しますが、実施件数と当時、住民の方から地域の砲撃音の5か所の測定を求められていたと思いますが、その後の進捗状況はどうかお聞きします。

同じく99ページ、自主防災組織育成事業、ここは各委員から質問がありましたので1点にしぼってお聞きします。本市で作っている洪水ハザードマップ内にある地域の自主防災組織率は、現在どのくらいまでできているのかお答えください。

中川委員長

荒川課長。

荒川危機管理課長

自衛隊の砲撃音による住宅防音工事の実施状況についてでございますが、対象となる60世帯のうち8世帯から要望が上がっておりまして、既に実施済みが4世帯、現在待機中となっている方が4世帯となっております。

砲撃音騒音の測定箇所についてであります。北広島市内において2か所で測定をしているところでありますが、従前より周辺にお住まいの方々から測定箇所を5か所に増設するよう要望されており、本年7月に北海道防衛局に対し測定箇所の増設を要望してきたところでございます。今後につきましても、住宅防音工事の早期実施、測定箇所の増設に向けまして要望を継続してまいりたいと考えております。

続きまして、自主防災組織の結成状況についてでございますが、ハザードマップにおける浸水想定区域内の自主防災組織の組織率につきましては100%となっております。

中川委員長

藤田委員。

藤田委員

今、説明のありました住宅防音工事の待機中4世帯の方々の工事をしてもらえる見込みは、どういう状況なのかわかる範囲でお答えください。

中川委員長

荒川課長。

荒川危機管理課長

住宅防音工事につきましては、市町村単位ではなく演習場単位、今回でいいますと、北海道大演習場島松地区の対象となり北広島市及び恵庭市が範囲となります。待機されている方の比率が北広島市では現在4世帯に対し

まして、恵庭市におきましては数千世帯と聞いてございますので、その都度、順番がございますことから、早期にということは今の時点では何とも申し上げられないところがございますので、今後とも、北広島市から北海道防衛局に対し要望を強く続けてまいりたいと考えております。

中川委員長

以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに、ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

以上で、総務費のうち、総務管理費の一般管理費の防災関係経費、まちづくり構想策定事業を除く防災費、民生費のうち災害救助費、災害復興費の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時57分 休憩

午後2時57分 再開

中川委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、消防費の質疑を行います。

藤田委員。

藤田委員

205 ページ、応急手当普及啓発活動事業、救急救命講習の実績と講習の担当職員の時間外勤務の実態はどうだったのか。最近では、再任用の方や女性隊員なども講習に当たられていると思いますが、実態をお聞きします。

2 点目、ページ数はありません。ドクターヘリの要請回数と搬送実態は前年度どういう状況だったのか詳しくご説明願います。

中川委員長

宍戸救急課長。

宍戸消防署救急課長

令和元年度の救急救命講習会については、年度末に新型コロナウイルス感染症で中止があり、例年に比べ減少していますが、実施回数は102回、受講者が2,332人となっております。講習会に当たりましては、再任用職員、会計年度任用職員及び女性消防団員の協力により対応しておりますが、これらで対応できない場合については非番職員の時間外勤務で対応し、令和元年は、10回、13名となり、3時間講習で1名につき約4,500円、13名分で5万8,500円となっております。前年は、同一の講習が7回、9名で4万500円となっており、前年より3回4名増加している理由として、担当の再任用職員の休日に住民からの救命講習の要望が多くなったものであります。

次に、ドクターヘリの要請回数と搬送実績についてであります。令和元年度につきましては、要請が9件あり、うち2件をヘリで搬送しております。その他は、ヘリ到着後にドクター判断により救急車で陸送が6件、救急隊が傷病者と接触後に軽症と判断してのキャンセルが1件となっております。

なお、ヘリ搬送した2件は、1名が中等症、1名が重症と診断されています。

中川委員長

藤田委員。

藤田委員

救急救命講習で何回か非番の方が出られているということで減ってきているのだと思いますが、再任用、会計年度職員、女性等々の活用で極力ゼロにするようにしてもらいたいのですが、見通しはどうかお聞きして終わります。

中川委員長

宍戸課長。

宍戸消防署救急課長

救命講習は、非番の職員に極力負担をかけないように行っておりますが、再任用職員が休みの日に救命講習が入りますと、どうしても行わなければいけないことになっております。極力職員に負担をかけないようにしたいと思っておりますが、住民からの要望があるのでそういかないところが現状であります。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

佐々木委員。

佐々木委員

消防水利整備事業について、決算書 206 ページ、報告書 50 ページです。老朽化により更新が望ましいと捉えている消火栓は市内に何か所ありますか。また、消火栓の維持管理の状況についても伺います。

中川委員長

和知消防本部警防課長。

和知消防本部警防課長

現在、市内には全部で 527 基の消火栓が設置してありまして、そのうち 40 年を超える老朽消火栓は 108 基ございます。

消火栓の維持管理につきましては、毎年、市内全ての消火栓の開放点検や水圧測定を実施しているところでございます。さらに、再任用職員の協力を得ながら、計画的に老朽消火栓のオーバーホールを実施することで、災害発生時に円滑で確実な使用ができるよう努めているところでございます。

中川委員長

佐々木委員。

佐々木委員

維持管理についても、全ての消火栓についてしっかり行われていることが分かりました。

また、老朽消火栓について、計画的に更新されていると思いますが、その内容について伺います。

中川委員長

和知課長。

和知消防本部警防課長

消防としましては、水道工事に合わせた消火栓の更新のほか、不具合が発生している消火栓の更新を合算して年間15基の消火栓について計画的な更新を実施することで地域の安全安心を確保したいと考えております。

中川委員長

以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに、ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

以上で、消防費の質疑を終了いたします。

以上をもちまして、本日予定の審査につきましては終了いたしました。

お諮りいたします。

本日の委員会は、この程度にとどめたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

本日は、これにて散会といたします。ご苦労さまでした。

午後3時04分 終了